

令和2年9月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和2年9月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和2年9月9日（水） 午前9時00分 開会

出席議員（9名）

1番	片桐邦俊
2番	飯島寛
3番	松澤文昭
4番	大原孝芳
5番	松村利宏
6番	中塚礼次郎
7番	桂川雅信
8番	柳生仁
10番	山崎啓造

欠席議員（1名）

9番	鈴木絹子
----	------

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	下平達朗	総務課長	中平仁司
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	(副村長兼務)
保健福祉課長	菅沼元臣	振興課長	松村恵介
建設水道課長	小林好彦	教育次長	松澤広志
代表監査委員	岡田俊彦		

職務のために参加した者

議会事務局長 井原伸子
書記 座光寺てるこ

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告
日程第4	議案第1号 中川村特別運転資金利子補給積立基金条例の制定について
日程第5	議案第2号 中川村太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定について
日程第6	議案第3号 中川村鳥獣被害対策実施隊設置条例及び中川村水道事業及び中川村下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第4号 中川村地場センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第5号 令和元年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第9	議案第6号 令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	議案第7号 令和元年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	議案第8号 令和元年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12	議案第9号 令和元年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	議案第10号 令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	議案第11号 令和元年度中川村水道事業決算認定について
日程第15	議案第12号 令和2年度中川村一般会計補正予算（第7号）
日程第16	議案第13号 令和2年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第14号 令和2年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第18	一般質問

3番 松澤文昭 議員
(1) 中川村消防団組織のあり方と消防団活動の今後の方向づけ及び消防団改革について (PART2)

7番 桂川雅信 議員
(1) 昭和伊南総合病院の入院時個室利用の同意書提出強要は、伊南行政組合の構成団体として看過すべきではない
(2) 国保特定健診は「かかりつけ医」と協力して効率的に実施してはどうか
(3) 公共施設の機器類、機械設備の更新（再取得）費用を基金として明瞭に積立てを

6番 中塚礼次郎 議員
(1) コロナ禍での子どもたちの学び、心身のケアについて

8番 柳生仁 議員
(1) スマート農業の取り組みをどのように考えているか
(2) 歴史の語り継ぎを

令和2年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和2年9月9日 午前9時00分 開会

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 御参集御苦労さまでございます。

おはようございます。(一同「おはようございます」)

ただいまの出席議員数は9人です。9番 鈴木絹子議員より欠席届が提出され、許可をしてあります。定足数に達していますので、ただいまから令和2年9月中川村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村長 改めまして、おはようございます。(一同「おはようございます」)

中川村定例9月議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用のところ定刻に参集いただきまして、誠にありがとうございます。

猛暑続きでありました8月を過ぎたところで、大型で勢力が非常に強く特別警戒警報の発令を予告するほどの暴風、降雨が心配された台風10号も九州をかすめて朝鮮半島から大陸に抜けていく模様であります。通過コースに安堵を覚えつつも、さきの上陸した台風9号により、日本でも、また隣国の韓国、北朝鮮でも水害が起き、情報が得にくい北朝鮮にあっても大きな被害が出ているところに、さらに追い打ちをかけることになり、収穫目前の米などの穀物をはじめとした食料全般の危機的不足が特に心配される場所があります。

猛暑続きも、9月に入ると虫の音が聞こえ、朝晩の涼しさに秋の確実な訪れを感じます。

7日から、もみの受入れが始まるようです。長雨で桃の糖度が上がらず、幸水も割れ玉が多く、スイカも小玉、野菜のできも思わしくないという声を聞いておりましただけに、米は豊作で味もよくと願いたいところでございます。

新型コロナウイルス感染症の広がりやイチゴ狩りの入り客の削減、サクランボ狩り、ブルーベリー狩りなどの観光農業は、客の受入れを中止した分、知恵を絞ってインターネット販売を展開したこと、自事業所等での直販の展開など違う角度から販売を行った結果、例年どおりとは行かないまでも売上げの確保はまずまずできたのかなあというふうに思っております。これからブドウやリンゴも収穫時期を迎えるにつけて、笑顔の収穫がされることを祈るばかりであります。

新型コロナウイルス感染症の蔓延が沈静化する気配は見せておりません。長野県でも上田地域に特別警報が出されたほか、佐久・長野・諏訪地域に警報が出され、長野県内感染者数も300人に迫る勢いになっております。また、ついに亡くなる方も出ました。

教育現場にも影響が出ております。6年生の修学旅行は県内へ、中学3年生は3月に延期した奈良・京都方面、これも難しくなったということを知っております。運動会も距離を保った競技、種目を行い、保護者も2名までの参加と制約があるようであります。

教室で一緒に学び成長するふだんの学校生活が大きく制約されたのを機に、オンライン授業等、新しいタイプの学習、教育を前に進めていく必要を同時に感じる場所があります。

日本経済も深刻な状況を迎えております。内閣府の月例報告で4月～6月の経済成長は年率に換算しましてマイナス27.8%の減速と衝撃的な報告があったばかりでありますけれども、再調査の結果、マイナス28.1%と、さらに下方修正がされたという報道もあり、加えて2018年秋から実際には景気後退局面に入っていたということが最近明らかになってきております。コロナが経済のマイナス成長をさらに加速化させているというのが実態かというふうに思っております。

安倍首相は、難局に立ち向かうには自身の体が持ちこたえられないということを明らかにし、首相辞任することを記者発表しました。コロナ蔓延防止のための検査、PCR検査機会の飛躍的な拡大、発症患者の安心した受入先の確保、医師、看護師など医療スタッフの頑張りに応える医療支援、出先が全く見えない観光産業等に対する抜本的な施策など、次期政権には早急に取組を願いたいというふうに思っております。

さて、本日の議会で審議をいただきますことは、1つは、中川村特別運転資金利子補給積立基金条例の制定について及び太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定についての新設2条例のほか、現行条例の一部を改正する条例2件の条例案件、計4件の議案をまず審議いただくこと。

2つ目に、平成31年度、令和元年度中川村一般会計歳入歳出決算及び国民保険事業特別会計をはじめとする5つの特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業決算の7つの会計の決算を審議いただくこと。

3点目が令和2年度中川村一般会計補正予算及び国民健康保険・介護保険特別会計補正予算を審議いただくこととあります。

いずれも、前年度繰越金が確定し、また地方交付税や補助事業などの額が確定したことに伴う予算補正でございます。

そして、最終日になりますが、新型コロナウイルス感染症対策として地方創生臨時交付金事業に係る補正予算、そして重要な人事に関して提案をさせていただく予定でございます。任期満了を迎えます中川村教育長、教育委員1名の任命議案を御審議いただくこととなります。

前年度会計決算につきましては、一昨年の同会計に比して歳入歳出とも額が大きく上回り、事業数も増えた結果、さらにボリュームのある決算になっております。年間の取組の到達点、成果と今後の課題も含めて、担当部署から丁寧な説明を心がけてまいります。

○議長 今議会で上程いたします全ての議案につきましては、慎重な審議の上に、賢明な御判断を賜われますようお願い申し上げ、議会開会の御挨拶といたします。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

○議長 本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により7番 桂川雅信議員及び8番 柳生仁議員を指名いたします。

○議長 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

○議長 本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

○議長 この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議長 では、過日行いました議会運営委員会について報告をいたします。

○議長 皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日9月9日から9月25日までの17日間とするものです。

○議長 次に日程ですが、本日は、議案第1号から議案第4号までの条例案件について上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

○議長 続いて、議案第5号から議案第11号までの令和元年度各会計決算認定については、上程から提案理由の説明、質疑までを行い、質疑の後、特別委員会付託としてください。

○議長 議案第12号から議案第14号までの各会計補正予算については、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

○議長 引き続き一般質問を行います。

○議長 10日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

○議長 一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

○議長 11日及び15日から18日の5日間は、委員会の日程とします。

○議長 以上の委員会日程の中で付託案件の委員会審査をお願いします。

○議長 14日23日及び24日は、議案調査とします。

○議長 最終日の25日は、午後2時から本会議を行い、令和元年度各会計決算の特別委員会委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

○議長 なお、教育長及び教育委員会委員の任命について人事案件が追加予定されておりますが、追加議案等については当日の日程でお知らせし、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いする予定です。

○議長 なお、議場内においては、6月の定例会と同様にノーネクタイ、上着自由としますので、御承知おきください。

○議長 以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いしまして、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りいたします。

○議長 本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から9月25日までの17日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

○議長 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの17日間と決定

○総務課長 しました。

○総務課長 日程第3 諸般の報告を行います。

○総務課長 初めに、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付してお起案したので、御覧いただき、御了承願います。

○総務課長 次に、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況については、報告書の写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、この件に関しては後ほど時間を取り説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

○総務課長 次に、去る6月定例会において可決された加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書、地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書、国の責任による30人学級推進と教育予算の増額を求める意見書につきましては、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。

○総務課長 次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

○総務課長 次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

○総務課長 村長から行政報告の申し出がありました。

○総務課長 報告第1号 専決処分の報告について説明を求めます。

○総務課長 報告第1号 専決処分の報告をいたします。

○総務課長 地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について別紙のように専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

○総務課長 専決番号第14号 令和2年8月26日専決であります。

○総務課長 損害賠償の額の決定及び和解について。

○総務課長 村道銭峯線沿いの配水施設における村有林倒木事故に係る損害賠償の額を次のように決定し、和解したものであります。

○総務課長 事故発生日時は、令和2年6月15日午後4時30分頃。

○総務課長 事故発生場所は、大草村道、銭峯線沿いの配水施設。

○総務課長 相手方の住所、氏名は、記載のとおりで、被害建物フェンスであります。

○総務課長 事故の概要は、本年の梅雨入りから事故発生時までの断続的な降雨と強風により相手方の管理する配水施設に隣接する村有林からアカマツが折れて倒れ、施設外周のフェンスを破損させたものであります。

○総務課長 損害賠償額は15万4,000円であります。

○議長 以上、報告いたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

○議長 日程第4 議案第1号 中川村特別運転資金利子補給積立基金条例の制定について

○議長 を議題とします。

○振興課長 提案理由の説明を求めます。
 議案第1号について説明をいたします。
 提案理由につきましては、国の第2次地方創生臨時交付金を活用しまして中川村商工業振興資金特別運転資金、コロナ対策関係の利子補給の資金を安定的に確保する基金を設置するため条例を制定するものです。
 条例の内容につきましては、地方自治法第241条の規定により積立基金の設置並びに管理、処分に関しまして、基金の管理方法、運用利益の処分など、必要な事項を定めるものであります。
 施行期日は公布の日からで、基金設置の期限は令和8年3月31日限りで失効をいたします。
 以上、審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
 日程第5 議案第2号 中川村太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 議案第2号 中川村太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定について御説明をいたします。
 本条例は新設条例ですが、近年、再生可能エネルギーの推進により全国各地で太陽光発電施設の設置が進む中で、場合によっては周辺地域住民に対して十分な説明がされないまま設置が進められ、住民の不安をあおったり、トラブルにつながるケースも増えています。また、災害発生の危険性や適正な維持管理、廃止後の処置などについての心配の声もあります。太陽光発電施設については、現在はガイドラインにより運用されておりますが、こうした状況を踏まえ、村の自然環境や景観、住民の生活環境の保全とともに、災害の発生を防止し、安心・安全な住民生活を保持しながら再生可能エネルギー事業が適正に進められるよう新たに条例を定め、適切な運用を図る

ものであります。
 それでは、条例の概要について御説明をいたします。
 初めに、第1条で、冒頭申し上げましたとおりの本条例の目的を定めております。
 第2条は用語の定義であります。本条例の適用対象となる施設は、建築物の屋根または屋上に設置するものを除く発電出力10キロワット以上の太陽光発電施設としております。
 第3条から第5条は、村、事業者、村民の責務を定めております。特に、事業者については、自然環境や住民の生活環境への配慮、災害の発生防止、地域住民との良好な関係の形成、施設の適正な維持管理と廃止後の措置に必要な資金の確保を責務として定めております。
 第6条、第7条は禁止区域の指定に関する条項で、特に、災害発生の危険性が高い区域等については禁止区域として指定し、事業区域から除外することを規定しております。
 第8条は、施設設置基準について必要な事項を規則で定めるものとするものであります。
 第9条から第15条は事業実施の手続に関する条項で、第9条は、事業の届出前に村長への事前協議を義務づけるとともに、村長は必要な助言、指導を行うとするもの。第10条は、事業計画の地元関係者への説明会の開催及びその結果報告を義務づけるもの。第11条は、地元から求めがあった場合は事業に関する協定書の締結を事業者に義務づけるものであります。第12条は、事業計画の届出、変更、関係市町村、行政機関への意見聴取等について定めるもの。第13条は、工事完了または中止の届出。第14条は、事業を廃止する場合の届出と廃止後の適正な措置について定めるものであります。
 第16条は、村は必要に応じて事業者に対して報告や資料の提出を求め、また事業者の同意を得て立入調査を行うことができるとするもの。
 第17条は、必要があると認めるときは事業者に対して助言または指導を行い、さらに第2項の各号に該当する場合は期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができるとするもので、第18条は、正当な理由なく勧告に従わない場合は、その旨を公表することができるとするものであります。
 附則で、本条例の施行日を令和2年10月1日とし、経過措置として、既に着手している太陽光発電事業については着手前に必要な手続や届出等に関して本条例の該当条項を適用しないとするものであります。
 以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。

○7 番 (桂川 雅信) 条例案の第4条第3項(2)に規定する太陽光発電施設の更新または廃止後において行う措置に要する費用の確保及び第16条第2項に規定する事業者

に資金の確保状況を報告させる件について、第4条では義務規定となっていますので、これを保証するために第16条にて金融機関の発行する諸書類を提示するように求めています。私が気になるのは、これらの事業中止時、あるいは施設廃止時に全ての事業者がこの規定に基づいて義務規定を履行する良識ある業者ばかりではないという点であります。これまでも、廃棄物処分や残土処分などで一もうけした後に当該の敷地の管理を放棄して逃亡してしまったり、偽装倒産により跡地管理を行政に尻拭いさせる事例は、過去にたくさんありました。つまり、自治体の税金で後始末をさせられているのです。最近では、外国企業がFITに目をつけて敷地を買いあさり太陽光発電事業を始めているケースもあり、自治体が明確な方針を持っていないと将来的には重大な損失を被ることもあり得ます。

平成28年6月に県が策定した太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアルには、地域行政区——村の場合は地区組織になるとありますが、と事業者による太陽光発電事業に関する協定書案が示されており、その中には廃棄に必要な費用を公に預託するような参考記述まであります。法律上は、地区組織や行政に資金を預託させることは困難と考えますが、金融機関に確保されている資金を定期的に監視しつつ、これらの資金が勝手に移動できないように防衛することは、事業者、金融機関、地域行政区あるいは行政の3者の協定も1つの方法と考えますが、いかがでしょうか。

もう一つ、質問というよりも要望に近いのですが、この条例の経過措置では、この条例の施行前に開始された太陽光発電事業については事業廃止時の措置は適用しないこととなっており、これは経過措置としては当然と考えるのですが、これまでに設置されている事業者にも廃止時に発生する問題を周知しておく必要があると考えます。これは小規模な発電施設も同じなのですが、現在は売電の収益を上げていても、いざ廃棄時に撤去費用や処分費用は出せなくなってしまうと、後継者にその負担まで継承されることになってしまいますので、売電収益が出ている間に廃棄時の費用を確保しておくように周知することも繰り返し行っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○副 村 長 ただいまの御質問の件であります。本条例の作成に当たりましては、顧問弁護士に事前に相談をし、助言をいただいております。廃止後の措置に要する費用の確保に関しましては、資金を金融機関に預託をさせ、行政なりが管理をするというのは、他の事業との平等性から難しいと思われませんが、事業者が資金を確実に確保されるように、その確保状況を報告させる際にそれを証する書類を提出させるようにしてはどうかという助言をいただき、その文言をこの条文に加えたものであります。まずは、事業計画段階で廃止後の措置等必要な費用及びその算出根拠、資金の確保、積立方向等について事業計画書に明記させること、行政は条例第16条第2項に基づいて事業者が確保状況を報告させ、それをチェックすること、また、県の協定書案にあるように、必要に応じてこれを協定書に盛り込むことが必要と考えます。顧問弁護士によりますと、協定書であっても法的な拘束力は十分あるということではありますが、協定書でありますので、あくまで、地元と事業者、双方合意の下に締結されるものであります。

この協定書にどこまでうたい込めるかが課題であると思われま。

また、協定書の締結に当たっては、県のマニュアルにありますように立会人として行政等が加わることが望ましいかというふうに考えております。

7番議員御提案の金融機関を含めた3者による協定が可能かどうかにつきましては、ここでは明確に申し上げられませんが、具体的な事案が発生した場合には、協定書作成の段階で顧問弁護士も相談に乗っていただけると言っておりますので、法律的な観点から助言をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

それから、これまでに設置をしてある事業者に対してであります。当然、この条例が制定されたことは周知をし、適正な維持管理、それから廃止後の措置についてはこの条例が適用になるよということ周知をして、併せて、今お話がありましたそのための廃止後の措置に対する費用の確保についても周知をしてまいりたいと考えております。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○7 番 (桂川 雅信) 私は、再生可能エネルギーを活用した施設の設置には賛成の立場であります。

近年は、地域環境を無視したメガソーラーの建設が全国的にも県内でも続いており、企業のもうけ口として地域環境を破滅させるような計画が進行しているところもありました。最近では、霧ヶ峰高原のメガソーラー計画が地域住民と関係自治体の意見により破綻に追い込まれたことは記憶に新しいところです。

平成28年6月に県が策定した太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアルの中には「事業者に対して、事業計画地又はその下流域が土砂災害が発生する危険のある場所であることを説明し、可能であれば計画を再考してもらいたいことを伝える。」とあるものの、説明が不調になった場合は市町村で対応するようになっています。

今回の条例案では、斜面災害の予測される地域での計画については、斜面上部についても明確に禁止対象としており、全国的に見ても先進的な条例になっていると評価できるものであります。

また、先ほどの私の質問に対しても、行政からは事業廃止時の復旧に当たっては資金の確保など協定書等の内容で実質的担保を取ることが示されておりますので、このことをもって賛成意見といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○5 番 (松村 利宏) 賛成の立場で討論させていただきます。

私は、令和元年9月議会一般質問で、本条例制定が従来より重みを持つようになっている、太陽光発電施設に不向きな場所をあらかじめ示すことで設置場所の検討に生

かし、地域住民のトラブル回避を図る必要がある、東京等の会社から太陽光発電施設の土地借用・取得の電話が頻繁にあるが、その現況と対応について考える必要がある、危険な場所に設置するのは問題がある、太陽光発電設備の廃棄、放置につながる可能性があり、廃棄物による荒廃の拡大が予想されるという質問をいたしました。さらに、令和元年12月一般質問で、太陽光発電施設についてその危険性を分析し、設置基準の見直し、災害時の対応について設備の所有者、村民に周知することが必要だと質問しました。そのときの回答は、条例を考えると、制定するというものであります。

今回、中川村太陽光発電施設の設置等に関する条例制定の第1条で災害の発生を防止すると、第3条、第4条、事業者、村の責務のところ設備の維持管理、更新または廃止後の措置に必要な資金を確保するとし、第6条 禁止区域の指定で禁止区域に村長が指定する地域とし、第16条の施工上の措置等の報告及び立入調査で村長は施設の維持管理、更新または廃止後の措置の要する費用の確保状況について必要に応じて事業者に報告を求めることができ、その際、事業者は金融機関が発行する預金証明書または融資証明書等、資金の確保状況を証する書類を提出するとしており、太陽光発電施設設置から撤去までの問題点を本条例制定で解決できると判断します。

今後は、本条例を厳格に運用し、住民のためになる太陽光発電施設の設置から撤去までに寄与してもらいたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
日程第6 議案第3号 中川村鳥獣被害対策実施隊設置条例及び中川村水道事業及び中川村下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第3号について提案説明いたします。

本案は、このたびの村の組織機構の見直しに伴って各事業の事務を所管する部署を変更するため提出するものであります。

条例の内容ですが、第1条で中川村鳥獣被害対策実施隊設置条例、第6条で定める実施隊の庶務を処理する部署を振興課から産業振興課に改めます。

また、第2条で中川村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第4条第2項で定める水道事業の管理者の権限に属する事務を処理する部署を建設水道課から環境水道室に改めます。

条例の施行は令和2年10月1日からとします。
以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
日程第7 議案第4号 中川村地場センター条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○振興課長 議案第4号について説明いたします。
例規集につきましては第2巻の1171ページを御覧いただきたいと思います。
提案理由につきましては、地場センターチャオの交流スペースになりますが、内にシェアキッチンを設置するに当たりまして地場センターの使用料を改定するため地場センター条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、附属する調理用設備を使用する場合につきまして1回当たり500円を追加するものであります。

施行期日は公布の日からになります。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
お諮りします。

日程第8 議案第5号 令和元年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第9 議案第6号 令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10 議案第7号 令和元年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11 議案第8号 令和元年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12 議案第9号 令和元年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13 議案第10号 令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14 議案第11号 令和元年度中川村水道事業決算認定について

以上の7議案は令和元年度の決算であり関連がありますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第8 議案第5号から日程第14 議案第11号までを一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○会計管理者 議案第5号から議案第10号までの令和元年度各会計歳入歳出決算認定について、決算書において説明をいたします。

初めに、議案第5号 中川村一般会計歳入歳出決算書からお願いいたします。
まず、5ページの表下、令和元年度の歳入総額は39億9,778万572円で、歳出総額は37億6,391万7,571円です。歳入歳出差引残高は2億3,386万3,001円です。
では、1ページに戻っていただき歳入歳出決算書の款、項について説明をいたします。
なお、金額については1,000円単位で申し上げますので、お願いいたします。
まず、歳入の1款 村税は、収入済額4億8,299万9,000円で、たばこ税以外は増収、前年度比3.4%の増となりました。不納欠損は、村民税と固定資産税で14万円。また、収入未済額、村税の滞納額は1,056万4,000円で、村税全体の徴収率は97.8%と上がって、滞納額は前年度に比べ15.9%減っています。
2款の地方譲与税と4款の配当割交付金は前年度に比べ増収で、3款の利子割交付金と5款の株式等譲渡所得割交付金は前年度に比べて減収でした。
6款の地方消費税交付金は8,126万4,000円で、前年度比5.3%の減でした。
8款の自動車取得税交付金は、令和元年9月末まで交付され、その後、廃止となり、

新たに10月から環境性能割交付金が交付されました。
2ページ。
11款の地方特例交付金は2,365万6,000円で、前年度比2,126万4,000円の増です。これは、元年10月からの保育料無料化に伴い子ども・子育て支援臨時交付金が元年度のみ交付されたのが大きく影響しています。
12款の地方交付税は、歳入構成比率45.5%と村の歳入構成比率の一番多く18億1,806万7,000円で、前年度比3.3%の増となりました。
13款の交通安全対策特別交付金は、元年度もありません。
14款の分担金及び負担金は2,715万3,000円で、前年度比14.7%の減となっています。2項の負担金は、10月からの保育園年少以上の保育料無料化などもあり、前年度に比べ21.8%の減です。負担金の収入未済額、滞納額は40万3,000円で、ほとんどが保育料分であります。
15款の使用料及び手数料は6,238万円で、1項の使用料は前年度比0.5%の減となっています。主なものは村営バス、村営住宅、教育施設などの使用料で、収入未済額、滞納分が86万9,000円、住宅使用料です。2項の手料は前年度5.5%の増となっています。
16款の国庫支出金は1億8,121万8,000円で、前年度比3%の増です。うち1項国庫負担金は前年度に比べ11.1%の減、2項 国庫補助金は平成30年度からの繰越分もあり46%の増で、収入未済額865万7,000円は土木費、橋梁修繕事業の令和2年度への繰越明許分です。
17款 県支出金は2億6,498万1,000円、うち1項 県負担金は前年度比2.6%の増、2項 県補助金は前年度からの繰越分もあり54.5%の増です。収入未済額3,104万6,000円は、農業費と林業費及び林道改良事業の繰越明許分です。県支出金全体では前年度比2.7%の増となっています。
18款 財産収入は前年度比5%の減。
3ページ。
19款の寄附金は、前年度に比べ大きく減収となっています。
20款の繰入金2億4,544万9,000円は、基金積立条例の設置により基金の組替えのため一旦繰入金処理をしたため多額の増となりました。
21款 繰越金は2億2,370万7,000円、前年度比1.6%の減。
22款の諸収入3,802万6,000円は、税の延滞金、各種雑入等で、前年度に比べ26.3%の増であります。
23款の村債は4億7,090万円で、前年度からの繰越分もあり68%の増。村債に係る収入未済額1億1,850万円は、過疎対策事業債、辺地対策事業債、公共事業債などの繰越明許事業に係るものです。
令和元年度末一般会計の税金、保育料負担金、住宅使用料等の収入未済額となる滞納額合計は1,183万7,000円で、前年度に比べ14.1%減となっています。
以上が歳入決算内容であります。

続いて、歳出について説明いたします。

4 ページを御覧ください。

1 款の議会費は支出済額 5,774 万円で、前年度比 1.4%の増です。

2 款の総務費は 9 億 1,319 万 3,000 円で、前年度からの繰越分もあり 29%の増。翌年度繰越額 312 万 2,000 円は、電子化推進事業と戸籍住民基本台帳費に係るものです。

3 款の民生費は 7 億 6,043 万 7,000 円で、プレミアムつき商品券事業もあり前年度に比べ 9.5%の増となっています。翌年度繰越金 19 万 2,000 円は、保育所費に係るものです。

4 款の衛生費は 1 億 5,774 万 3,000 円で、前年度に比べ 0.9%の減。翌年度繰越額 14 万 3,000 円は、予防事業費に係るものです。

6 款の農林水産業費は 4 億 407 万 3,000 円で、前年度からの繰越分もあり 15.7%の増。翌年度繰越額 8,058 万 1,000 円は、農業振興費、林業振興費に係るものです。

7 款の商工費は 6,573 万 5,000 円で、前年度比 23.9%の減。翌年度繰越額 756 万 3,000 円は、商工振興費と観光費に係るものです。

8 款の土木費は 4 億 6,521 万 3,000 円、前年度からの繰越分もあり 32.3%の増。翌年度繰越額 1 億 477 万 9,000 円は、同漏示管理事業と道路新設改良事業に係るものです。

9 款の消防費は 1 億 2,821 万 2,000 円で、詰所の建て替え関連があり前年度比 30.1%の増となっています。翌年度繰越額 42 万 3,000 円は、非常備消防費に係るものです。

10 款の教育費は 4 億 6 万 3,000 円、前年度からの繰越分もあり 30.1%の増。翌年度繰越額 1,220 万 8,000 円は、小中学校管理費に係るものです。

11 款の災害復旧費について 1,452 万 4,000 円、林業施設の災害復旧費です。

12 款の公債費は 3 億 9,897 万 9,000 円で、前年度比 4.7%の増となっています。

以上が歳出の決算内容であります。

なお、6 ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書については説明を省略させていただき、決算書 95 ページの実質収支に関する調書までお進みください。

1 歳入総額から 3 歳入歳出差引残高までは、最初に申し上げたとおりです。

4 翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額 5,080 万 9,154 円は明許繰越の一般財源であります。

3 の歳入歳出差引額から 4 の(2)繰越明許費繰越額を差し引いた 5 の実質収支額は 1 億 8,305 万 3,847 円となります。

歳入歳出総額では、前年に比べ、歳入決算額で 16.3%、歳出決算額で 17.1%、それぞれ増となりましたが、繰越明許費繰越額を差し引いた実質収支額では 7.4%減となりました。

次に、96 ページからの財産に関する調書を御覧ください。

1 の公共財産から 3 の債権までの増減は、御覧のとおりです。

99 ページの 4 基金ですが、令和元年度に中川村基金積立条例を制定し、3 つの基

金を廃止、5 つの基金を新設、1 つの基金の名称、内容の変更を行いました。年度末現在高は、財政調整基金 10 億 6,830 万円をはじめ 15 の基金の合計で 23 億 7,706 万 3,000 円、前年度に比べ 3.1%の増となっています。

以上で一般会計を終わります。

次に特別会計決算ですが、最初に議案第 6 号 中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書のほうをお願いいたします。

国保 3 ページを御覧ください。

表の下、令和元年度の歳入総額は 4 億 5,244 万 5,886 円、歳出総額は 5 億 4,426 万 764 円で、歳入歳出差引全高は 818 万 5,122 円です。前年度に比べ歳入は 0.3%、歳出は 0.6%、それぞれ減であります。

国保 1 ページに戻っていただき、歳入ですが、一般国民健康保険税は収入済額 1 億 78 万 7,000 円で、前年度に比べ 2.1%の減となっています。

不納欠損は 7 万 5,000 円で、収入未済額の滞納額は 438 万 8,000 円、徴収率は 95.76%と上がって、滞納額は前年度より 5.9%減っております。

5 款 国庫支出金は 28 万円で、補助金です。

8 款の県支出金は 3 億 1,895 万 9,000 円で、前年度比 1.5%の増です。

13 款の繰入金是一般会計からの繰入金のみで、国保支払準備基金からの繰入れはありませんでした。

次に、国保 2 ページからの歳出ですが、2 款の保険給付費は 3 億 1,168 万 6,000 円、前年度比 1.4%の増となっています。

3 款 国民健康保険納付金は 1 億 2,200 万 5,000 円で、前年度に比べ 6.5%の減。

次に、国保 18 ページの財産に関する調書を御覧ください。

国保支払準備基金は、基金利子分を含む 5 万円を積み立て、取崩しはなく、年度末残高 2,540 万円となっています。

次に、議案第 7 号 中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

まず、介護 3 ページを御覧ください。

令和元年度の歳入総額は 7 億 125 万 1,490 円、歳出総額は 6 億 8,270 万 2,362 円で、歳入歳出差引残高は 1,854 万 9,128 円です。前年度に比べ歳入は 9.8%、歳出は 7.6%、それぞれ増であります。

介護 1 ページに戻っていただき、歳入の 1 款 保険料は 1 億 2,626 万 9,000 円で、第 7 期介護保険事業計画の 2 年度目なので、基本保険料率は平成 30 年度と変わっておりません。前年度に比べ 0.3%の減です。

不納欠損は 4 万 8,000 円、収入未済の滞納額は 150 万 8,000 円、徴収率が 98.8%と下がって、滞納額は前年度に比べ 16.6%の増となっています。

4 款 国庫支出金、5 款 支払基金交付金、6 款の県支出金は、それぞれ保険給付費と地域支援事業費に充てられる収入です。

10 款の繰入金は一般会計から 1 億 2,133 万円と介護給付費準備基金からの 800 万円

の繰入れです。

介護 2 ページの歳出。

2 款 保健給付費は 6 億 1,406 万 2,000 円、前年度に比べ 5.4%の増。

5 款の地域支援事業費は 2,899 万 4,000 円、前年度に比べ 15.5%の減でした。

次に、介護 17 ページの財産に関する調書を御覧ください。

介護給付費準備基金は、積立金が 3,000 万円、取崩しが 800 万円で、年度末残高は 3,200 万円となっております。

次に、議案第 8 号 中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書を御願ひします。

後期 2 ページを御覧ください。

表の下、令和元年度の歳入総額は 5,624 万 3,584 円、歳出総額は 5,585 万 1,584 円で、歳入歳出差引残高は 39 万 2,000 円となります。前年度に比べ歳入は 2.1%、歳出は 1.8%、それぞれ増であります。

後期 1 ページに戻っていただき、1 款 後期高齢者医療保険料は 4,333 万 5,000 円で、前年度に比べ 7%の増です。

収入未済額の滞納額は 21 万 6,000 円で、徴収率が 99.5%と下がり、滞納額は前年度と比べ 7 万 8,000 円の増となっております。

4 款の繰入金は、全額、一般会計からです。

後期 2 ページの歳出。

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金は 5,520 万 9,000 円で、前年度に比べ 1.7%の増です。その内訳は、保険料負担金と保険基盤安定負担金です。

次に、議案第 9 号 中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書を御願ひします。

公共 2 ページを御覧ください。

表の下、令和元年度の歳入総額は 1 億 9,324 万 965 円、歳出総額は 1 億 7,573 万 3,150 円で、歳入歳出差引残高は 1,750 万 7,815 円です。前年度に比べ歳入は 3.3%、歳出は 11.3%、それぞれ減っております。

公共 1 ページに戻っていただき、歳入、1 款 分担金及び負担金の収入額は 148 万 5,000 円で、収入未済は 246 万 2,000 円です。前年度に比べ、それぞれ減っております。

2 款の使用料及び手数料は 6,289 万 1,000 円で、前年度に比べ 0.4%の減。収入未済額は 101 万 3,000 円で、前年度に比べ増えております。

7 款の繰入金は 1 億 2,700 万円で、一般会計からの公債費分などの繰入金です。

公共 2 ページの歳出。

1 款の下水道事業費は 4,568 万 7,000 円で、前年度に比べ 32.8%の減。

2 款の公債費は 1 億 3,004 万 5,000 円です。

次に、公共 10 ページの財産に関する調書において公有財産等の増減はありませんでした。

なお、公共下水道事業特別会計は、本年、令和 2 年 4 月より企業会計となったため、令和 2 年 4 月 5 月の 2 か月間、出納閉鎖期間の処理がなく、使用料などの収納業務や

委託料等の支払い業務ができないため、収入未済額や予備費以外の支出不用額が多くなっております。

次に、議案第 10 号 中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書を御願ひします。

農集 2 ページを御覧ください。

表の下、令和元年度の歳入総額は 1 億 2,609 万 5,448 円、歳出総額は 1 億 1,315 万 3,043 円で、歳入歳出差引全高は 1,294 万 2,405 円となっております。前年度に比べ歳入は 21.6%、歳出は 29%、それぞれ減っております。

農集 1 ページに戻っていただき、歳入の 1 款 分担金は 210 万円。

2 款の使用料及び手数料は 2,259 万円で、前年度に比べ 0.4%の減。不納欠損は 4 万 2,000 円。収入未済額は 21 万 3,000 円で、前年度に比べて増えています。

7 款の繰入金は 1 億円、一般会計からの公債費分などの繰入金です。

農集 2 ページの歳出、1 款 農業集落排水事業費は 2,600 万 2,000 円で、前年度に比べ 64%の減です。

2 款の公債費は 8,715 万円。

次に、農集 10 ページの財産に関する調書において公有財産等の増減はありませんでした。

なお、農業集落排水事業特別会計も公共下水道事業と同様、令和 2 年 4 月 1 日より企業会計となったため、歳入歳出の出納閉鎖期間処理がなく、収入未済額や予備費以外の支出不用額が多くなっています。

以上、一般会計及び特別会計 5 会計の決算書の説明とさせていただきます。

審査のほどよろしく御願ひいたします。

○建設水道課長

議案第 11 号 令和元年度中川村水道事業決算認定について説明いたします。

水道事業につきましては地方公営企業法の適用を受けておりますので、企業会計方式により処理をしております。そのため、損益計算書の増減事項になる損益取引と貸借対照表の増減事項となる資本取引との 2 本立てになっております。

なお、決算報告書の数値は税込み表示、損益計算書や費用明細書などは税抜き表示となっておりますので、あらかじめ御承知おきください。

また、金額につきましては 1,000 円単位、1,000 円未満は切捨てで申し上げます。

決算書 1 ページを御願ひいたします。

決算報告書になりますが、収益的収入及び支出ですが、収益的収入の決算額 1 億 3,279 万 8,000 円に対し収益的支出の決算額は 1 億 1,117 万 7,000 円で、見かけ上、差引き 2,162 万円のプラスとなりました。

2 ページの資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額 2,114 万 8,000 円に対し資本的支出は決算額 7,141 万 8,000 円で、差引き 5,027 万円の不足となっておりますが、この不足額は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

次に財務諸表ですが、まず 3 ページの損益計算書を御覧ください。

収益的収支の明細となっておりますが、この表以降については借受消費税を除いた税抜き数値となっております。

営業収益は合計で8,838万5,000円、営業費用の合計は1億730万5,000円、差引きで営業利益は1,891万9,000円の損失となりました。これに営業外収益の3,743万5,000円及び営業外費用の70万円を差し引きした経常利益は1,781万5,000円となりました。特別利益及び特別損失はなく、当年度純利益は1,781万5,000円となりました。そこに前年度繰越利益剰余金4億6,785万2,000円を加えた4億8,566万8,000円が当年度末処分利益剰余金となりました。

続いて4ページを御覧ください。

まず、上の表、剰余金計算書につきましては、決算としての認定を求めるものであります。

剰余金のうち利益剰余金につきましては、前ページにあります前年度繰越利益剰余金の4億6,785万2,000円に当年度純利益の1,781万5,000円を加えた未処分利益剰余金4億8,566万8,000円と減債積立金4,280万円を加えた当年度末残高は5億2,846万8,000円となります。

下の表は、上の表で計算をされた剰余金の処分に関する計算書案で、議決を求めるものであります。

資本金及び資本剰余金の残高と未処分利益剰余金4億8,566万8,000円をそのまま翌年度に繰越処理をしたいとするものであります。

続きまして5ページの貸借対照表ですが、これは令和元年度末現在の財政状態を表しています。

資産の部は、固定資産と流動資産で構成をされ、固定資産の合計額は11億25万5,000円、流動資産の合計額は2億1,249万1,000円、資産の合計は13億1,274万6,000円であります。

負債の部は、固定負債と流動負債及び繰延収益で構成をされ、固定負債の合計額は3,319万3,000円、流動負債の合計額は609万3,000円、繰延収益合計額は7億3,285万5,000円、負債合計は7億7,214万2,000円であります。

資本の部は、資本金と剰余金で構成をされ、資本金の合計額は490万円、資本金の合計額は5億3,570万4,000円、資本合計は5億4,060万4,000円、資本、負債の合計は資産の合計と同額の13億1,274万6,000円となっております。

以下は決算の附属書類ですが、6ページから9ページにかけては事業報告書として業務や経営の状況、工事、業務量等を記しております。

10ページはキャッシュ・フロー計算書ですが、資金の流れに関する情報を示しております。

1番の業務活動によるキャッシュ・フロー、それから2番の投資活動によるキャッシュ・フロー、3番の財務活動によるキャッシュ・フロー等を合計いたしまして、資金減少額は1,767万3,000円、資金期末残高は1億9,454万1,000円となっております。これは、5ページ、貸借対照表の現金と一致をしております。

11ページ以降につきましては、その他書類といたしまして収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付しましたので、それぞれお目通しいただくことといたしまして、決算書類の説明とさせていただきます。

○議長 ところで暫時休憩とします。再開は午前10時20分といたします。

[午前10時12分 休憩]

[午前10時19分 再開]

○議長 会議を再開します。

ここで、代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。

○代表監査委員 それでは、私と鈴木監査委員のほうで令和元年度中川村一般会計及び特別会計の決算審査意見について報告をさせていただきます。

皆様のお手元に書類があろうかと思いますが、参照していただければと思います。

第1 審査の概要。

1 審査の対象、(1)令和元年度一般会計歳入歳出決算以下5つの特別会計の決算になります。

2 審査の期間ですが、令和2年7月29日30日、8月5日6日の4日間行いました。

3 審査の方法ですが、審査に当たりましては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、その他関係書類について、計数の確認、関係法令に準拠しているかどうかについて主眼を置いて、関係職員の説明聴取を受けながら審査を行いました。

第2 審査の結果。

1 総括。

(1)総括意見。

①一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、その他関係書類は、法令に適合しており、かつ決算の計数は誤りのない正確なものと認めました。

②厳しい財政状況の中、健全な財政運営に配慮しつつ、自立の村づくりや村民要望に応えるべく各分野における事業などに取り組み、着々と進めていることを評価します。

③一般会計及び特別5会計とも実質収支は黒字となりました。

少し飛びまして、今後の行財政運営に当たっては、行政テーマの1つでもあります継続性も大切にしながら、事業の費用対効果を十分に検証するとともに、住民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう施策、事業を計画的に推進し、住民福祉の向上に努められたい。

(2)決算規模。

先ほど会計責任者のほうからお話もありましたが、一般会計は前年度に比べて歳入で5億6,080万6,000円、歳出で5億5,065万1,000円となりました。

一般会計と特別会計の実質収支の合計は、前年度比で2,790万3,000円と13.1%の増となっております。

以下、5つの特別会計が下記の表に記してありますので御覧ください。

(3) 財政構造の弾力性。

各指標、比率についての報告は省略をいたしますが、村のこれからにとって大切な数値かと思えます。財政の係のほうからは、節目節目で意識をしておりますというお話もありました。今後、理想の値に近づけるための行政運営を望みます。

次に、大きく飛びまして、2 一般会計に移ります。

4 ページ。

2 一般会計。

(1) 歳入。

歳入については、各科目とも収入確保に努力されてきました。

次の①村税から⑧の財産収入までの項目、款になりますが、先ほどもお話がありましたが、決算額が前年度比で大きく増減しておりませんので、関係法令に適合し、計数も正確であることを確認しておりますので、細部の報告は省略をさせていただきます。

⑨に飛びます。寄附金、決算額は326万円で88.3%の減となりました。これは、御存じかと思えますが、企業版ふるさと納税分の減によるものであります。

⑩番 繰入金、決算額は2億4,544万9,000円で前年度比12,172.5%の増。これも先ほどお話がありましたけれども、基金の見直しによるものであります。

1つ飛びまして、⑫村債、決算額は4億7,090万円で68%の増となっています。真に必要な事業があり、そこに有利な事業債があったということかと思えます。しかしながら、借金は借金ということで、いずれ返済をしなければなりませんので、先ほどありましたけれども、健全化指数を意識した運営を望みます。

6 ページ。

(2) 歳出。

一般会計の歳出は、予算現額に対し支出済額37億6,391万8,000円、不用額1億7,386万8,000円で、予算に対する執行率は90.8%でした。

事業等は積極的、効率的に執行されており、経費節減の努力も伺えました。

次にあります①の議会費、③民生費、④衛生費、⑤農林水産業費、⑥商工費、⑪公債費につきましては、歳入のほうでも言いましたけれども、決算額が前年比で大きく増減をしておりませんので、また計数も正確であることを確認しておりますので、細部の報告は省略をさせていただきます。

②の総務費、決算額は9億1,119万4,000円で29%の増となっております。

オ 庁舎管理費が6,526万9,000円で236.7%の増となっています。場所こそ違え、この庁舎内で数か所に及ぶトイレ改修工事、空調工事等がここ数年行われておりました。今後、極力同一の工事は一元的、計画的、集中的に行われることを望みます。

飛びます。

⑦土木費、ア 決算額は4億6,521万4,000円で前年度比32.2%の増となっております。これは、道路新設改良、あるいは橋梁維持管理費の増によるものとなっています。

⑧消防費、決算額は1億2,821万8,000円で30.1%の増となっております。これは、第1消防団の詰所建て替え、あるいは詰所の大規模改修等によるものとなっております。

⑨教育費、ア 決算額は4億6万3,000円で35.2%の増となりました。これは、事務室等改修工事、あるいは3校の教室エアコン設置工事等によるものであります。

⑧番⑨番も決算計数に誤りのないことを確認しております。

⑩番 災害復旧費、決算額は1,452万4,000円で56.5%の減となっております。これは、前年に比べて災害復旧工事が半減したということによるものとなっています。

(3) 基金。

ア 積立基金及び低額運用基金の合計の前年度末現在高は23億571万3,000円で、令和元年度中の積立額は3億1,679万9,000円、取崩し額は2億4,544万9,000円で、令和元年度末現在高は23億7,706万3,000円となっています。その運用については適正なものと認めました。

3 特別会計。

特別会計の5会計の歳入合計15億2,927万5,000円、歳出合計14億7,169万9,000円で、執行率は95.7%でありました。

各特別会計とも歳入確保に努力をされ、また歳出についても経費節減に努めながら適切に執行していることを認めました。

会計管理者のほうから詳しく説明がありましたので、ダブる事項も多いため、5つの特別会計の細かな前年度比、歳入総額、歳出総額等については省略をさせていただきますが、いずれの5会計の特別会計におきましても決算計数において誤りのないことを確認しております。

4 その他。

(1) 住民税務課、保健福祉課、建設水道課、教育委員会等、様々な分野で税、料金等の未収金が生じています。庁内関係部署合同での徴収対策会議の開催や徴収時の関係部署の連携等により未収金解消に努力されており、近年の未収金は、各項目で増減はあるものの、全体とすれば横ばいから漸減傾向にあります。今後も、より積極的な取組によってその解消に一層の努力をされたい。

(2) 各課、各係での担当業務について見直し改善が図られ、より効率的で働きやすい職場としての業務の推進が行われることを評価いたします。

続きまして、令和元年度中川村水道事業会計決算の審査意見について報告をさせていただきます。

第1 審査の概要。

審査の対象は、令和元年度水道事業会計歳入歳出決算。

2 審査の期日、令和2年8月5日。

審査の方法、審査に当たっては、事業管理者から提出されました決算書が令和元年度における水道事業の経営成績と財政状態を適正に表示しているかどうかについて会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などにより検証いたしました。

4 決算の概要。

(1) 業務実績。

給水人口は前年度より 53 人減少し、給水件数は前年度より 5 件増加しました。年間総配水量は 58 万 1,995 立米で、前年度より 7,173 立米減少しています。

配水量のうち料金収入となった水量は 44 万 3,535 立米で、前年度より 1,045 立米増加しました。有収率は 76.21%で、前年度より 1.1%上昇しております。老朽化などが原因の本管破裂による漏水事故は例年並みでしたが、漏水調査、そして漏水の改修工事を積極的に行い、有収率を向上させております。

(2) 経営成績。

①事業収入及び事業費用。

経常収支の状況を見ますと、総収益は 1 億 2,582 万 1,000 円で、前年度比 0.1%の増となっております。このうち給水収益は 8,214 万 9,000 円で、前年度比 0.5%の減でありました。一方、総費用は 1 億 800 万 5,000 円で、当年度純利益は 1,781 万 5,000 円となりました。前年度繰越利益剰余金 4 億 6,785 万 2,000 円を合わせて未処分利益剰余金として翌年度へ繰り越しております。

収納状況は、8,912 万 6,000 円に対し収入済額 8,828 万 3,000 円で、収納率は 99.5%となっております。

②資本的収入及び支出。

収入は、加入金が 90 万 2,000 円、補助金 600 万円及び一般会計繰入金 1,424 万 6,000 円となっております。支出は、建設改良費が 6,859 万 1,000 円、企業債償還金が 282 万 7,000 円で、合わせて 7,141 万 8,000 円となり、資本的収支の不足額 5,027 万円は過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填されています。

第 2 審査の結果。

1 決算書類及び決算附属書類について。

決算報告書及び損益計算書、その他関係書類については、計数に誤りがなく、適正に記帳されており、当年度における水道事業の経営成績と財政状況を正確に表示しているものと認めました。

また、現金、預金の管理についても適正に行われていることを確認しました。

2 審査意見の総括。

(1) 令和元年度は 1,781 万 5,000 円の純利益となりました。当年度分未処理剰余金は 4 億 8,566 万 8,000 円となっております。

今後とも健全経営のために経常経費の削減、有収率の改善など企業努力を望みます。

(2) 恒常的な滞納者が見受けられますので、より一層の徴収努力を望みます。

(3) 平成 28 年度から有収率が改善していますが、今後も老朽化した配水管の更新を進め、また漏水箇所を修繕することで有収率の向上に努力をされたい。

以上です。

○議 長 審査結果の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8 番 (柳生 仁) 審査結果にどういう言っているんじゃないかと、文言なんですけども、一般会計のほうですが、一般会計の 2 番のイのところ収入未済額をもらうことありますけども、その末尾で「収納率向上につながるよう望む」という文言があるんですけども、こういったのを望むのではなくて、もうちょっと強い言葉でもいいのかなと。っていうのは、ほかの部門では努力されたいとか、そういった文言があるんですけども、望んでおるだけであって、あまり収納率を上げようっていうふうに感じられないんですけども、その部分、いかがですか。

○議 長 質疑としてはどうでしょうかと思いますが、答えられますでしょうか。

○代表監査委員 統一を欠いた部分があったかもしれませんし、状況によって使い分ける必要があるかと思います。今後、見直していきたいと思っております。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑は以上で終わります。

お諮りします。

本案については、10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、本案については、10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

決算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いいたします。お諮りします。

日程第 15 議案第 12 号 令和 2 年度中川村一般会計補正予算 (第 7 号)

日程第 16 議案第 13 号 令和 2 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 17 議案第 14 号 令和 2 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

以上の 3 議案を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第 15 議案第 12 号から日程第 17 議案第 14 号までの 3 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 それでは、初めに議案第 12 号 令和 2 年度中川村一般会計補正予算 (第 7 号) について御説明をいたします。

今回の補正予算の主な内容は、歳入では令和元年度決算確定見込みによる前年度繰越金の増額、令和 2 年度普通交付税交付額決定による増額、企業版ふるさと納税の申

出による寄附金の増額等、歳出では特定目的基金への積立金の追加、中川観光開発株式会社株式の株式取得費の追加ほか、予算執行上必要な補正を行うものであります。

初めに、第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額にそれぞれ2億2,000万円を追加し、総額を45億1,320万円とするものであります。

第2条 地方債の変更は、第2表 地方債補正によるものであります。

1 ページから第1表 歳入歳出予算補正は、款、項別の補正額及び補正後の予算額であります。

5 ページの第2表 地方債の補正であります。地域活動支援センター改修事業ほか6事業に係る過疎対策事業債の変更であります。過日の新聞報道にもありまして、今年度、現過疎法の最終年度ということもありまして要望額が計画額を上回り、許可予定額の減額調整があったため総額で4,900万円を減額するものであります。

続いて事項別明細書について御説明をいたします。

なお、軽微なものにつきましては説明を省かせていただきますので、お願いします。歳入であります。8 ページを御覧ください。

11 款 地方特例交付金181万2,000円は、住宅ローン減税、エコカー減税等に係る減収補填特例交付金の交付額決定による増額であります。

9 ページ、12 款 地方交付税1億7,542万7,000円は、今年度の普通交付税の額の確定による増額であります。普通交付税は、前年度比で1億5,200万円余の大幅な増額となっております。主な要因としては、基準財政需要額の中で地域社会再生事業費が新設をされ約6,690万円が新たに算定をされたほか、社会福祉費では幼児教育・保育無償化に伴う増額分が約3,000万円、その他、会計年度任用職員給与関係費として約1,200万円などが増えたものであります。

10 ページ、14 款 分担金及び負担金の社会福祉費負担金は、老人福祉施設入所者の負担金であります。

11 ページ、16 款 国庫支出金の国庫負担金、社会福祉費負担金451万円は障害者自立支援給付費国庫負担金の前年度の精算金、未熟児療育医療等国庫負担金も同様に前年度の精算金であります。

国庫補助金の総務費補助金606万9,000円は、社会保障・税番号制度システム改修に係る補助金。

義務教育費の補助金につきましては、小中学校における新型コロナ感染防止対策に対する補助金であります。

12 ページの17 款 県支出金。

県負担金、社会福祉費負担金100万円は、障害者自立支援給付費県の負担金。

県補助金、社会福祉費補助金は、新型コロナの影響により家計に影響を受けているひとり親世帯に対して長野県が給付するひとり親世帯臨時特別給付金に係る市町村事務費に対する補助金であります。

13 ページの19 款 寄附金の教育費補助金20万円は、お母さんが四徳の出身で平成26年に四徳地区のジオラマを寄贈いただいた御姉妹から、それ以降も毎年、村の教育

振興にと御寄附をいただいているものであります。

ふるさと応援寄附金は、実績見込みによる200万円を増額。

特定目的寄附金10万円は、新型コロナの影響を受けている方々の支援のためにと村民の方から頂いたものであります。

企業版ふるさと納税3,050万円は、駒ヶ根市の企業2社からそれぞれ3,000万円と50万円を御寄附いただいたものであります。今回頂きました企業版ふるさと納税による寄附金につきましては、3,000万円を地域活動支援センター整備事業と交流センターの整備事業に、50万円を子育て世代住宅取得等支援事業に充てさせていただきます。

貴重な御寄附を賜りましたそれぞれの皆様に心よりお礼を申し上げます。

続いて、14 ページ、20 款の繰入金、福祉基金繰入金は、村の社会福祉協議会が行う生活困窮者への生活福祉資金貸付事業に充てるものであります。先ほど御説明をいたしました村民の方から頂いた寄附金10万円をこれに充てるため、10万円を減額するものであります。

15 ページ、21 款 繰越金は、前年度決算による繰越金確定見込みにより4,121万8,000円を追加するものであります。

16 ページ、22 款 諸収入、雑入の総合賠償保障保険金15万4,000円は、先ほど御報告をいたしました村有林の倒木による事故に対する保険金。

その他、総務関係費20万6,000円は、次世代自動車振興センターからの電気自動車導入に対する補助金等であります。

その他、振興課関係の150万円は、北島用水頭首工修繕工事に係る中部電力からの負担金。

森林環境保全整備事業290万7,000円は、前年度の森林整備事業に係る補助金の精算分であります。

17 ページの23 款 村債の減額は、第2表で御説明をした地方債の減額の補正でございます。

続いて、歳出について御説明をいたします。

18 ページからお願いします。

2 款 総務費。

総務管理費、一般管理費23万4,000円の追加であります。保証補填賠償金15万4,000円は先ほどの村有林倒木事故に対する補償金。

文書広報費の電子化推進事業は、LGWANルーターの更新に係る予算の調整で30万8,000円の減額。

財産管理費、庁舎管理費54万5,000円は、2階のサーバー室雨漏り修繕費と10月1日付で行う機構改革に伴う庁内の備品等の修繕及び移設、設置等の工事費であります。

公用車管理費は、歳入で御説明をした電気車導入補助金に係る財源の組替えであります。

19 ページの企画総務費は、社会保障・税番号制度システム改修に係る県補助金の組替え。

ふるさと応援寄附金関連事業 79 万 1,000 円は、ふるさと応援寄附金の増額に伴う関係経費の追加であります。

地方創生推進事業 262 万 4,000 円は、子育て世代住宅取得支援事業、3 世代同居等住宅新增築支援事業等について追加要望があったため増額をいたします。

地方創生拠点施設管理事業 32 万 1,000 円は、中組のお試し住宅が今年の梅雨の長雨により湿気がたまり居室にカビが発生したことから、防カビ対策として除湿器を設置するものであります。

地域おこし事業は、地域おこし協力隊活動費の予算の組替えであります。

20 ページ。

諸費、自治振興費は、地区集会施設等整備補助金の追加。

防災対策費は、避難所における新型コロナ感染予防対策用として次亜塩素酸水生成機の購入を計画しておりましたが、その後の検証により、次亜塩素酸水は物品消毒等には一定の効果が認められるもの手指消毒や空間噴霧などについての有効性、安全性の評価がされていないということから、この購入を取りやめて、非接触型体温計、フェースシールド等、コロナ対策防災用品の購入に組み替えるものであります。

特定目的基金 9,230 万円は、前年度の繰越金の一部と特定の寄附金について、それぞれ予算書の記載の金額を基金に積み立てるものであります。

21 ページ。

税務総務費の償還金利子割引料 125 万円は、住民税修正申告、法人税確定申告等による村税の還付金。

指定統計調査費は、国勢調査費の経費の組替えであります。

22 ページ。

民生費であります。社会福祉費の障害者支援事業補助金 10 万円は、身体障害者用自動車改造費に対する補助金。

扶助費の 400 万円は、厚生医療給付費。

償還金利子割引料 106 万円は、障害者医療費国庫負担金と地域生活支援事業国庫補助金の前年度分の精算金であります。

老人福祉費、老人福祉事業、扶助費 296 万円は、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの入所者 2 名の措置費であります。

老人福祉施設管理費 58 万 3,000 円は、いわゆり荘の浴槽保温用ヒーターの修繕料であります。

児童福祉費の 15 万 5,000 円は、歳入で御説明をいたしましたひとり親世帯臨時特別給付金事業に係る事務費であります。

児童福祉施設費、保育所費の工事費 63 万 6,000 円は、保育所施設の修繕工事。

備品購入費は、給食調理用のフードプロセッサの不具合があるため更新をするものであります。

24 ページ。

4 款 衛生費。

保健衛生総務費 159 万 1,000 円は、保健師 2 名が産休に入っているため、保健センターの業務を補完する会計年度任用職員を雇用するための人件費。

環境衛生費、ごみ処理事業 8 万 8,000 円は、ペットボトル収容エコバッグを更新、補充するものであります。

25 ページ。

農業費であります。農業振興費の農業観光交流事業、工事請負費 400 万円は、交流センター施設改修工事の増工分。

負担金は、交流センター部分施設利用に係る共同店舗の負担金の追加。

補助金 50 万円は、新たに開設を計画している農家民宿 1 軒の施設整備等に対する補助金であります。

農地費、村単農地事業 150 万円は、北島頭首工修繕の工事費。

林業振興費 53 万 9,000 円は、先日の全協で御説明をいたしました上伊那管内市町村共同で実施をいたします森林経営管理制度管理区域基盤図作成に係る負担金であります。

27 ページ。

7 款 商工費。

商工振興事業の補助金 12 万 6,000 円は、今年度の事業用施設新增設奨励金申請の実績により追加をするもの。

観光費、観光事業投資及び出資金 1,000 万円は、さきの全協で御説明をいたしました中川観光開発株式会社が第三者割当てにより発行する株式 1,000 株を新たに取得するものであります。

地場センター管理事業 100 万円は、シェアキッチン整備に伴う排水工事の追加。

28 ページ。

ふれあい観光施設管理事業 300 万円は、遊休施設となっているふるさと体験館を新たな観光拠点施設として再整備するための工事設計費。

29 ページ。

8 款 土木費。

道路新設改良費の補償費は、電柱移転等の補償費の増による予算の組替え。

住宅管理費の 9 万 9,000 円は、村営住宅の雨どいの詰まりの点検・清掃業務であります。

30 ページの 9 款 消防費、消防施設費は、老朽化により危険性のある火の見やぐらの撤去の工事費。

31 ページ。

10 款 教育費。

教育総務費、事務局費の 250 万 3,000 円の減額は、新型コロナの影響により中止となった北海道中川町中学生派遣事業費の減額。

○保健福祉課長

小中学校管理費、ICT環境整備事業の100万円の減額は、教材として導入を予定しておりますデジタルドリル使用料について、当初の見込みより定額で導入できる見通しとなったことから減額をするものであります。

小学校費、西小学校管理費の工事費は、敷地内の支障木の伐採と百年桜の枯れ枝の整理及び枝を支える支柱の設置の工事費であります。

教育振興費、東小学校教育振興費と西小学校の教育振興費、消耗品15万2,000円をそれぞれ計上しておりますが、これは道徳の教科書改訂による指導書の購入費。

社会教育費、文化財保護費55万円は、今年の春先、強風により枝が損傷した石神の松の支柱設置工事費であります。

文化施設管理費、工事請負費110万円は、落雷により故障した自動火災報知機取替工事に合わせて、今後の落雷対策のため避雷器を設置するために増額をするもの。

備品購入費は、図書館の窓用エアコンの購入費であります。

保健体育費の保健体育総務費30万円は、アルプス展望さわやかウオークが今年度は中止となり、規模を縮小して代替イベントを実施することとなったことから交付金を減額するものであります。

33ページ。

体育施設管理事業は、過疎債の減額に伴う牧ヶ原文化公園屋外トイレ整備事業の財源の組替えであります。実施設計はほぼ完了しておりますが、工事につきましては、過疎債が減額されたことから、税源の確保及び他の事業との調整を含めて実施時期を検討してまいりたいと考えております。

34ページ、12款 公債費は、長期借入金の利息の改定に伴う元利均等償還金の元金分の増。

35ページの子備費は、新型コロナ対策等、今後の需要に備えて9,017万6,000円を増額し、予算の調整を行います。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

まず、議案第13号 令和2年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）をお願いいたします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、予算の総額を4億6,100万円とするものです。

最初に歳入ですが、6ページを御覧ください。

前年度繰越金が確定したため406万9,000円を増額し、繰越金の予算総額を818万5,000円とするものです。

5ページの国保税で予算額を調整しました。

続いて歳出ですが、7ページを御覧ください。

諸支出金は、一般被保険者の過年度分の還付金が不足したため30万円を増額します。

8ページの子備費で収支を調整しました。

以上、よろしくお願いいたします。

次に、議案第14号 令和2年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）をお願いいたします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、予算の総額を6億6,000万円とするものです。

最初に歳入ですが、5ページを御覧ください。

支払基金交付金は、地域支援事業の過年度追加交付分が生じたため1,000円を計上します。

6ページの前年度繰越金が確定したため1,502万円を増額し、繰越金の予算総額を1,854万9,000円とするものです。

7ページの諸収入で予算額を調整しました。

続いて歳出ですが、9ページを御覧ください。

諸支出金は、過年度分国・県支出金及び支払基金交付金の返還金、合わせて703万9,000円を増額します。

10ページの子備費で収支を調整しました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず、議案第12号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

全員賛成です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

[午前11時03分 休憩]
[午前11時05分 再開]

○議長 会議を再開いたします。
日程第18 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
3番 松澤文昭議員。

○3番 (松澤 文昭) 私は、さきに提出した通告書によりまして一般質問を行います。
6月の定例会の一般質問においては、消防団員の団員不足の現状と令和3年度以降消防団員の大幅な減少が見込まれる状況を村民に認識してもらい、団員勧誘を実際に行っている分団長、部長、班長の団員勧誘における厳しい現実を踏まえ、村全体で消防団について考え、村民から愛される消防団に変革しないと消防団活動が困難になってしまうとの考えに基づいて議論を行いました。
また、中川村消防団規則における消防団活動について、村側の認識及び方針について議論を行いました。中川村消防団規則における質問については、質問時間が残り少なくなり議論を深めることができませんでしたので、地域コミュニティーの維持や地域の活性化について改めてお聞きします。
昭和33年に制定された中川村消防団規則ですので、現在の消防団の活動や実態が伴わない条文があり、中川村消防団条例、中川村消防団規則、中川村消防団マニュアル等を体系的に整理する必要性と中川村消防団の定員及び任用等に関する条例を中心に消防団の団員資格等について村の考えをお聞きしたいと思っております。
まずは、6月定例会の一般質問で消防団活動の役割について、消防団規則に定められた水、火災、その他の災害出動に限らず、地域コミュニティーの維持や地域の活性化に消防団も貢献しており、消防団活動が永続的に続くようにしなければ地域の衰退につながると私は考えております、例えば消防団活動にイメージとしては過去にあった青年団組織を足したような組織に変革できれば中川村のイメージアップにもつながるとの質問に対しまして、そのときの村長の答弁は、一般的にはそういうものは規則の中に盛り込まれないのではないかと答弁がありました。
改めて、この件について村長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村長 消防団というのは、御存じかと思いますが、特別職の非常勤地方公務員の組織であります。青年団、こういった組織とは全く違うだろうというふうに思っております。青年団は、地域の青年たちが自主的に集う組織ではありますけれども、青年団、青年団に集まる皆さんは、若い人たち同士でのつながり、若者目線で一致したものを何かしたい、そういうことを目的にした若者の集まりだというふうに思うわけでありまして、地域の若者が自然な形で消防活動をやるといふ議員のイメージされるような活動の姿というのもありかというふうに思うところでありますけれども、住民の皆さんが共通認識として持っている消防団、こういったものの姿と言えるのかどうかというふうに思っております。
青年団活動も、今、中川村においては2人の方が青年団——いや、存在するのかど

うかちょっと分かりませんが、昔から見ると大きく衰退をして、団そのものの活動は全く外には出ていないということでありまして、衰退してきたことに対しての分析ですとか、青年団の持っていた役割、果たした評価、こういったことをした上で、規則に合わせてこれに取り組んでいけば解決するという問題でもないだろうというふうに思っております。

○3番 (松澤 文昭) 一般的には規則には盛り込まないのかもしれませんが、対外的には消防団の組織法を遵守して消防団活動を行って、そして、前例だとか形式にとられない新たな発想として、消防団に地域コミュニティーの維持だとか、それから地域の活性化を取り入れたような組織にするというようなことに変革ができるとすれば、全国の市町村からも注目されますし、移住を考えている若者からも中川村が注目されると私は考えておるわけでありまして、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○村長 最近のといひますか、よくニュースで、こういう移住されてきた方が地域の中で皆さんと一緒にこんな活動をやっていると、お祭りにしても地域の文化にしても、その一端を担わざるを得ないという状況もあるかもしれません。そういう中で、数が減っているのだから地域の団活動もやっているというような例も、飯田市の——飯田市じゃない、私が思うのは阿智村の旧清内路に移住されてきた方の、これはテレビで見たわけでありまして、そういう例もあろうかと思っております。あろうかと思っておりますけれども、一般的に団活動ということ認識してもらって地域の中で了解を得ていく、そういうふうにするには、そういった、何ていいますか、一面的とは申しませんが、そういったところからの発想ではないのではないかなというふうに思っております。

○3番 (松澤 文昭) このことばっかりやっておるとまた時間が過ぎますので、私、実は、いろんな新しいアイデアを実現するときにこういうふうに思っているわけです。新しいアイデアを実現しようとするときに、中川村では駄目なんだと、無理だ、できないんだ、できないというようにアイデアを潰す、そういうような人がたくさん出るわけでありまして、これ、行政に例えれば前例がないっていう言葉になるのかなと私は考えておるわけでありまして、しかし、前例がないっていうことは、逆に新しい時代の歯車を回すチャンスだというふうに私は考えておるわけでありまして、前例のないことであっても、誰かが今までにやって前例をつくってきておるわけでありまして、やっぱしそういうふうには物事を見る必要があるかなと思うわけでありまして、そういう意味で、先ほど申しましたように、消防団に青年団を足したような組織ができれば全国から注目されるなあと思っておりますし、移住者からも注目されるというふうに思っておりますので、できない理由よりもできる方法を考えて発想していくということが大事かなと思っておりますけれども、改めて村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○村長 消防団の今の一番の活動上の問題点っていうのは、18歳～35歳というふうには条例の中で加入をしていただく、活動をしていただく年齢を規定しておりますけれども、そういうところに該当する年齢の皆さんが、全てといひますか、後でまた数字、議論になろうかと思っておりますが、入ってきていない、組織をされて活動しないということが

一番問題かと思えますので、議員がおっしゃるのは、むしろ地域づくりですとか、そういった面から、そういった切り口から言ったら多くの人が入ってくる、いろんな方の協力を得て地域を活性化し興していくという、そういう切り口から物を考えれば、そういうことになりますけれども、やはり消防団というのは、その目的、これ、はっきりしておりますので、これはこれで、多くの人が入ってきていただけない、そういうことをどうしたらいいかという、そういう切り口を中心にもっと考えるべきだろうというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほど申しましたように、このことばっかしやっておるとまた時間がかかりますので、このことはまた後段の中で、またいろんな議論をしていきたいと思っておりますけれども、ただ、新しいアイデアだとか、そういうことについては、私がちょっと言いましたように、無理だとか駄目だとか、そういう発想ではなくて、どうやったらできるんだと、できない理由よりかもしもできることを考えるっていう発想を持って、いろんなこれから新しいアイデアが出るかと思っておりますけれども、ぜひ取り組んでいってほしいというふうに思っております。

続いて、次に移りたいと思っておりますけれども、中川村消防団条例、これ昭和44年に制定されておるわけでありまして、この第1条では消防団の設置が規定をされておまして、第2条で名称及び管理区域が規定をされています。

一方、中川村消防団規則、これは昭和33年に制定をされておるわけでありまして、この消防団規則の中では、消防団規則と、それから併せまして、読んでいくと消防団マニュアルが一体に、一緒になったような規則になっておるわけでありまして、したがって、中川村消防団条例、あるいは中川村消防団規則、中川村消防団マニュアルを整理して、これから起こるであろう大規模災害に対応できるような法整備が必要だと私は考えておるわけでありまして、村長の考えをお聞きしたいというふうに思っております。

○村 長 まず、条例、規則につきましては、内容を見直しつつ整理していく必要があるというふうには思っております。昭和33年に規則ができて、それは、やっぱり合併をしたときに片桐村・南向村消防団を一つの組織としてまとめていくという、こういう必要があったので、そのときにできたものでありますけれども、そのときから見ると、大きな流れの中ではあまり変わっていないわけでありまして、そういう意味では、当然、世の中の流れに従って、今に合わないものはやはり見直し整理するという、そういうことが必要だと思います。

条例や規則といった村の例規で固定的に規定するよりも、マニュアルというような形で常に変化をして時に応じて臨機応変に変えられるもの、こういったものについては変えていくべきだということになります。

現在、消防団において、安全活動マニュアル、こういったものを取りまとめているとの報告を受けておりますので、年度末――年末ですね、年末までには取りまとめて、年内には各団員に配布し、読み合わせなどを行って決定をしていくというふうに消防団幹部のほうから聞いております。配布前に団から村に提供いただいて、消防委員会

でも確認をいただきたいというふうに思っております。マニュアルで全ての事象に対して完璧な行動指針といったものを示すことは難しいかもしれません。これは1つの規範でありますから、現実の幹部の経験なども踏まえた上で、実際に現場で使えるマニュアルとなるようなものになればいいというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) このことにつきましても後ほどまた、規定の中でまた議論をしていきたいというふうに思っております。

そういう中で、中川村消防団の定員及び任用等に関する条例、これ昭和40年に制定をされておるわけでありまして、この団員資格の規定の中では中川村の区域内に居住することが資格要件ですが、第5条第2項では中川村の区域外に転住したときはその身分を失うと規定をされておるわけでありまして。消防団員の中には結婚を機に一時他市町村に住居を移す団員がいるということも聞いております。この条例と消防団員の実態との矛盾に関して村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 まず、結婚を機に新たな場所で生活を始めるというのはごく普通のことでありますので、それとこの条例とは直接関係がないのではというふうに思っております。

住所と団員の身分との実態としては、村外に住むこととなった際に条例の規定を根拠に退団を申し出て退団した方もいますし、一時的な転居、転出の場合には自らの意思で中川村の団員として活動を続けている方もいらっしゃいます。

運用としては、団員の意見を聞きながら、それが転住に当たるかどうかを消防団長が判断しているというふうに聞いております。

単に住居の所在だけでは判断をしないというのが実態でありまして、条例との矛盾はないというふうに考えますが、実態に即し、疑義が生じないように規定するという必要は感じております。

○3 番 (松澤 文昭) 柔軟な運用をしておるといような話があったわけでありまして、例えば他市町村に住居を移した団員が公務災害等に遭った場合に公務災害補償の対象に該当するのか、村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 中川村の消防団員である以上、その活動中の事故等にあつては公務災害補償の対象となります。

○3 番 (松澤 文昭) 消防団の公務災害補償に関する条例っていいですか、規定があるわけでありまして、そのほかに、例えば違う部分で公務災害補償に該当しておるかどうかが、ちょっとお聞きしたいというふうに思いますが。

○総務課長 村の消防団員が村の消防団の活動として活動した場合には公務災害の補償になりますが、それ以外の補償制度に村としては加入しておりません。

○3 番 (松澤 文昭) ちょっと担当に聞いた中では、村の公務災害の規定ではありますけれども、他の団体と連動して、消防団等の福祉共済だとか、そういうものと連動しながら災害補償を行っておるというふうに聞いたんですけれども、その点、そういう対応はしていませんか。

○総務課長 まず、村外での活動に関しては、村の要請に基づいて出動した場合には村の活動ということになりますので、村の消防団員としての補償があるということになります。

それ以外の、いわゆる福祉基金と申しますか、福祉制度につきましても、消防団員としてのものについては、中川村の消防団員であれば住居とは関係なく適用がされるというものであります。

○3 番 (松澤 文昭) 私もそこを詳しくはちょっと調べていないんですけども、ちょっと心配したのは、先ほど言った要件等に該当しないということを前提に、そういう福祉共済とか、そういうところから、村は、村は団員として資格を認めておっても、そういうところから団員資格がないんじゃないかって言われたとき、言われる可能性があるかなと思って、そこを心配しているんですけども、どうでしょうか。

○総務課長 個別の事情について検証したことはございませんので、調査させていただきたいと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひとも、そのところの検証をお願いしたいというふうに思っております。それと、私、このことがいかん、駄目だと言っているのではなくて、むしろ、結婚を機に他の市町村に住所を移したとしても中川村消防団に加入してくれるという団員がおるとすれば、それは大いに加入してもらおうということが必要だと思いますけれども、ただ、ただし、今言った公務災害だとか、そういうことの補償をきっちりしていけないと問題になるというふうに思っておりますので、そこらも含めてきちっとした対応をお願いしたいというふうに思っております。

引き続き次のほうに移っていきたく思いますけれども、消防団員の入団対象者の推計人数っていうものを調べておると思いますが、それと特別消防団員あるいは女性消防団員を除く団員数の平成20年度、平成25年度、あるいは過去3年間、これは平成30年度から令和2年度の推移についてお聞かせ願いたいと思っております。

○総務課長 それでは、年度の対象人数と一般団員数について申し上げます。平成20年度546人、162人、平成25年度491人、155人、平成30年度403人、137人、令和元年度388人、134人、令和2年度357人、125人です。この人数は、各年の住民基本台帳による18歳～35歳の男性人口というふうに捉えたものでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 加入率も低いんですが、やはり入団対象者も減っているということが団員不足に拍車をかけておるのかなというふうに思っておりますけれども、この現状に対しまして村長の所感をお聞きしたいというふうに思っております。

○村 長 今、総務課長のほうから数字と申しますか、男性に限っての住民基本台帳人口とその年度での一般団員数について申し上げます。加入率は、近年はやっぱり増えている、率から見ると増えているというふうに思っております。平成20年から令和2年の13年間で対象者は189人も減っているということが言えるわけでありまして、団員となる若者の数が縮小しているということが、数字を見ても、これははっきりしている、これは。ですから、団もそれに見合った活動に縮小せざるを得ないだろうということは現実にあると思っております。逆に、この数字を見て、現在の団活動と照らし合わせてみるときに、団員候補者の減少というものは大きいわけでありまして、団員確保に逆に非常に熱心に必死に奮闘していただいている団と団員の姿、こういったものが浮かんでおるわけでありまして、繰り返しになりますが、率からいいますと少し

ずつではありますけれども上がっていると、こういう現状だと思います。

○3 番 (松澤 文昭) 私もそういう認識を持っておるわけでありまして。ただし、やはり対象者が減っているっていうことが、これが大きな要因になっているかなあと思うわけでありまして、今、村長が言われましたように、やっぱり消防団活動の見直しを図っていかないと、これは将来大変なことになるかなと私も考えておるわけでありまして、それらも含めて、また後ほど議論をしたいと思っております。

そういう中で、消防団員の資格について、ちょっと条例等を含めて、ちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、消防団の資格につきましては、中川村消防団の定員及び任用等に関する条例の第3条において「消防団長は、消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が、次の各号に掲げる資格を有する者のうちから村長の承認を得て任用する。」というふうな形になっておるわけでありまして、(1)として「中川村の区域内に居住し、又は勤務する者」、(2)としては「年齢18歳以上の者」、(3)として「志操堅固で、かつ、身体強健な者」と規定をされております。ちょっとこの中で今申しました(3)の志操堅固の意味を調べますと、自分の思想や主義主張などを一貫して堅く守り、その考えを変えようとしないうこと、何があっても自分の心情を曲げないこととの解説がありました。この点に関する村長の所感をお聞きしたいというふうに思っております。

○村 長 消防団になります資格というのは、今、議員おっしゃいますとおり中川村消防団の定員及び任用等に関する条例の第3条の任用という中で、どういう人を任用——どういう人っていうか、どういう方を任用するかというところの3号に書かれておるわけでありまして、団員資格というのは、地域を愛し、地域の人のやっぱり財産と命を守るためにその先頭に立っていく、中川村消防団の使命と任務をはっきりと自覚して、消防団員の一員として活動するということを決意して、常に——常にといいますが、実践をする、そういう意志の持ち主であるということが必要なことだと思います。

志操堅固ということでありまして、実際には、団員の勧誘といいますが幹部または先輩の団員が行ったときに、このときに熱心に入団活動に同調した方が入団をしていただくわけでありまして、先輩が活動しているから自分もやっぱり地域のために何かしたいなと、その程度という言い方はありませんが、そういう気持ちで入団する場合もあるかと思っております。動機は様々でしょうけれども、入団して消防団員として成長していく中で、今言われたような気風といいますが、気持ちが成長していく、養われていくんじゃないかなというふうに思っております。具体的な資格審査に関しましては、ちょっとどういうふうになっているのかということをお聞きしたいと思っております。

○総務課長 志操堅固の意味につきましては、議員のおっしゃることもあるかと思っておりますが、村としましては志と節操を堅く守ることというふうに理解をしております、何があっても主義、主張を絶対に変えないという偏屈さのようなものではないというふうに思っております。

入団の勧誘の際に一定の人物評価はされているというふうに考えておりますが、いざれにしましても内面の問題でありますので、外形的に審査ができるというものではないというふうに思いますので、実際はしておりません。あえて言えば、入団時の宣誓をもって資格審査に代えているという解釈かというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 柔軟な運用をしておるといような回答かと思えますけれども、やはり条例に載っちゃっているんですよね。そうすると、御承知のように、現在の情報社会におきましては多種多様な考え方が認められるべきでありまして、団員の任用規定に志操堅固の規定が盛り込まれていること自体が消防団の体質というふうにみなされるのかなあと私は考えておるわけでありまして、やはり、加入団員及び家族の消防団活動への理解も得られるためにも、この部分は前段申しましたように見直しも必要かなあと思っておるわけでありまして、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 団員が加入時、あるいは決意をされ、また団活動を続ける中で、私はこういった気風が育つんだろうというふうに先ほど申し上げましたが、自分の仕事と家庭生活と、もう一つ消防団の活動、こういったものの3つをうまく両立していくということを考えたときに、何ていいますか、消防団活動に関してはかなりしわ寄せが来ているんだろうというふうに思っておりまして、そういう実態が風聞としていろんなところに広がっていくがために、なかなか私も俺もっていうふうに参加されないということなんだろうというふうに思いますし、家族の理解が得られないってということは、団員としては、団としてはこうあってほしいという願いが聞き入れられないからではないかなというふうに思います。組織としてこれまでやってきたことを簡単に変えられないという雰囲気というものはあると思えますけれども、団員や幹部がそこまで志操堅固という言葉を本当の意味で意識しているかどうかということは、ちょっと疑問なところでもあります。ですから、規則の文言を変えても、どうなんでしょう、変わらないかもしれないという思いは持っております。

○3 番 (松澤 文昭) 消防団団員に聞いても、改めて消防団規則も何も読んでいないんですが、実際のことを言って。ただし、条例に規定されちゃっているっていうことは、そういうふうに見られがちだということもありますので、それらも含めて多方面から検討が必要かなあと私は思っております。

それから、もう一つ、今の団員の任用規定において身体強健な者と規定をされております。この規定につきましては、水害あるいは火災その他の災害出動を想定して身体強健な者というふうに規定したと考えておりますけれども、消防団の役割も変化をしております。予防消防だとか、広報活動の強化だとか、大規模災害における避難誘導、住民との防災マップ作成等、多種多様な活動を消防団が担っていかなければならないというふうになってきておるわけでありまして、何も消防団員、身体が強健な者だけではなくて、多種多様な知識を持った者、こういう団員が必要ではないかなと考えるわけでありまして、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 女性の団員にも十分、今、いろんな意味で消防活動について、防火の意義ですとか、こういったことを宣伝してもらったり、小中学生、保育園の子どもたちに分かりやす

い説明をしていく、こういった任務を担っていただいております。したがって、女性団員の存在がいい例であります。といいますのは、議員もおっしゃいますように、現在の消防団には様々な役割、活動があるわけでありまして、身体強健でないと活動できないというわけではないだろうというふうに思いますが、先ほど言いました、私、志操堅固という言葉は直せば、それで事足りるとはもちろん思っておりませんが、身体強健も含めて、この文言をやっぱり今風に改める必要はあるなというふうに思っておりますので、条例に団員資格として規定するにふさわしいとは思いませんので、したがって検討する余地はあろうかなというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひとも、この部分につきましては多面的な、先ほども言いましたように、方向から検討してもらえればありがたいなあとというふうに思っておるわけがあります。

それから、もう一つ、前段でも議論しましたように、消防団の役割に地域コミュニティの維持や地域の活性化があるとなれば、私は障害者であっても団員資格があるのではないかと考えておるわけでありまして、もちろん、重度の障害者といえますかの方は無理だとしても、障害者が団員となって防災に対する知識を学んでおけば大規模災害においても自ら命を守ることに繋がると考えておるわけでありまして、今議論がありましたような身体強健な団員だけではなくて、防災の基礎を学ぶための消防団として位置づけて幅広く団員募集をしていくことが必要かなあと考えておるわけでありまして、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 議員の先ほどの御質問もそうかと思えますけれども、団の任務が今は広がっておりますので、団の任務が担えるのであれば、障害を持っている方といえども、それをもってあなたはふさわしくないというふうには排除する理由にはならんだろうというふうに思います。

ただ、消防団は、いわゆる防災、地域における防災をこういうふうにしていくべきであるというか、防災の大事な基本的なことを知識として学んでいくというふうには位置づける場はどうかと、消防団自身が。これはちょっと違うのではないかとこのように思っておりまして、むしろ、これは地域コミュニティといえますか、地域の自主防災組織の中で、つまり地域の中で、こういう皆さんも消防団員も一緒になって、こういう皆さんっていうのは障害のある方々も一緒になって、じゃあ地域の、自分の地域の危険なときはどういうふうに、危険な区域はどこにあって、いざこういうときにはどうやって逃げるんだとか、誰を助けてこういうふうにしましょうとか、そういう部分でちゃんと地域の防災マニュアルをつくるという中で活動していただく、そういう皆さんは。ということも地域手腕になるのではないかなというふうに思っておりますので、消防団の役割として、むしろこういう皆さんも規定していくということではないだろうなというふうに思います。繰り返しますけれども、むしろ地域の自主防災組織でこそ、こういう皆さんの能力、一緒になって果たしていかれるのが一番いいのではないかとこのように思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 私も、村長が今言いましたように、障害者も地域の中で訓練だとか

災害講習会に出席をしてもらってという考え方もありますけども、障害者自体は、例えば非常時においては出動しなくて、消防団の中での訓練及び災害等に限定した団員として組織だとか規定を作成して消防団活動をすることもできるかなあというふうに私は個人的に考えておったわけでありまして、ちょっと改めて村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 防災の——防災っていうか、火災予防、水害から身を守る、土砂災害から身を守る、地域の人たちをどうするか、いろんなところで消防団の活動の見直しは必要であろうかと思っておりますけれども、そういう中で、例えば障害のある方々も、実は本部という組織があるわけでありまして、ここは、今、何か火災の通報があったりした場合には、全て団との連絡は本部が担っておるわけでありまして、こういったところでできれば活動していただくとかいう場面もあろうかと思っておりますけれども、それ以外は、やはり地域の中で、もちろん地域住民と一体になって避難をするという立場もあるわけでありまして、そういう、むしろそういうところでの活躍になろうかというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) ちょっと話は変わっていくわけでありまして、やはり団員を増やすということを考えていくときに、新入団の加入促進のために消防団への体験入団も考える必要があるのではないかと考えておるわけでありまして、同世代との交流だとか、通常の付き合いではなかなかできない縦の世代間交流だとか、団員同士の交流による仕事上でのメリット等をアピールして、村を守る誇りを持てるような体験、消防団体験を実施することが重要だと考えておるわけでありまして、村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 今おっしゃったような、こういったことについて、消防団の皆さんが自らの体験を発表したり、あるいはいろんなところで、こういったところで交流をする、こういったことは十分必要かと思っておりますけれども、今、団は、大分地域だけでなく部という制度になっていまして、結構組織も小さくなったといえますか、1つの集落で1つの班といえますかを組織していた時代と違いまして、年齢も違いますし、そういった皆さんが集まってきて部を構成して団活動をしておりますので、こういったところでの経験交流ですとか、お互いの意見も言えるだろうというふうに思っておりますので、今おっしゃったことも参考にしていきたいとは思っています。これは団自身の活動でありまして、忙しいですから、アイデアといえますかとしては面白いかなという——面白いというか、いいことかなというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 消防団の先ほども申しました分団長だとか部長だとか班長が新入団の勧誘に出向くと、過去に消防団の幹部を経験し、当時は熱心に消防団活動を行った方が子どもの加入に対しまして消防団加入を断るとの話も聞いております。やはり、これは村民が持つ消防団のイメージがよくないためではないかと考えておるわけでありまして、特に、先ほど加入対象団員のこの人数も言ってもらいましたが、やはり加入対象団員の家族等の理解が得られるような消防団改革を行って、村民に消防団の役割が理解されて、村民が抱く消防団の負のイメージを変えることが必要かなあ

考えておるわけでありまして、村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 かつて幹部をされた皆さんの子弟——子弟と言っちゃいけないのか、子どもさんがもう年齢に達したので勧誘に行ったところ、親、経験者である親の方がお断りになるという例もあるということは聞いておりますし、その前に、風聞として私も聞いたのは、こちらのほうに越してこられた方の奥さん——奥さんっていうか、そうですね奥さん——奥さんっていうか、妻と言ったらいいのかな、の間では、消防団に入ると大変なことになって、ちゃんと子どもも見てもらえないみたいなことで、もう断りましょうよみたいな話もあるというふうなことも聞いております。これは負のイメージでありますので、こういったことを払拭していく必要は十分感じております。

○3 番 (松澤 文昭) 私自身も今の消防団は昔の消防団に比べまして比較的活動のほうは減少しているのかなあというふうには感じておるわけでありまして、先ほども言いましたように、団員の家族や村民が消防団によいイメージを持っていないということでもあります。したがって、私は、消防団の実態、あるいは活動の内容を村民に情報伝達、広報等によって、それらを工夫することによって消防団の実態を村民に知らせる必要があるんだろうなあというふうに思っております。それは、先ほど申しました対象者の加入が少ないだとか人数が減っている等も含めて情報伝達をしていく必要があるんじゃないかなあというふうに思っております。そのときに考えておりますのは、消防団員、非常勤の消防団員が広報活動を行うっていうことはやはり無理があるなあというふうにお考えおるわけでありまして、村の村民、あるいは役場の職員も含めまして、あるいは我々も含めましてでありますけれども、消防団の入団者が少ない現状を共通認識として、そして機会あるごとに消防団の現状を取り上げることが必要かなあというふうに思っております。そのときに、やはり特に女性消防団員が大きな役割を果たすかなあと考えておるわけでありまして、また教育の場でも村を守ることの重要性を取り上げてもらうことも必要かなあというふうにお考えおるわけでありまして、

議会でも消防団のことにつきましては今後の活動も含めて非常に心配しておるわけでありまして、消防団の現状を村民に少しでも知ってもらうために、御承知のように議会だよりの中で辰野町の古村団長との意見交換会を2回に分けて取り上げておりますし、3者講演会であった古村団長の講演会も議会だよりで取り上げました。また、7月の議会だよりでは、村民から応援され愛される消防団ということテーマに、実名、写真入りでの記事を消防団幹部、一般団員、団員の家族、一般村民に全議員が手分けをして取材をして特集記事として掲載をいたしました。これは微力な活動ではありますけれども、こういうことを議会だけではなくて、村の広報、あるいは違う情報伝達等でもいいんですけれども、繰り返し消防団の現状について広報していく必要があるだろうと考えておるわけですが、村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 おっしゃるとおりでありますので、消防団を考えると、行政の側から、村を守るのは——自らの命は自ら守るのは原則ですけど、そこで、やはり職業として消防

を担う者と違って、地域を実際に守っている地域の人間という立場から、切り口から、消防団の現状、これでどうなんでしょうっていうことを——ただし、こんなに減って、これも大変だからですよということになってしまうと、やっぱりやめましょうという話になってしまいますんで、そうじゃなくて、やはり地域を自ら守るように頑張っているんで、ぜひ皆さんもどうだろうかといい、こういうものをシリーズとして定期的に広報していくという必要は感じますので、私も賛成ですから、こういったものは、例えば広報やなんか、団と話をしながら、記事の書き方が難しいと思うんですけど、取り上げていくっていうことは大事なことだと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 議会も共に頑張っていきたいと思っておりますので、繰り返しまく情報を伝えながら、少しでも団員が増えればいいなというふうに思っておるわけでありませう。

そういう中で、先ほどの任用規定の中では、団員の資格は、消防団員は中川村の区域内に居住し、または勤務する者で、年齢 18 歳以上の者であれば全ての村民が消防団員になれるというふうに考えられるわけでありませうけども、もちろん 1 世帯で何人も消防団に加入しているということも聞いておるわけでありませうけども、基本的には、村民あるいは団員におきまして 1 世帯 1 団員という考え方が浸透しているというふうに私は考えておるわけでありませうけども、村の考えを、見解をお聞きしたいというふうに思ひます。

○村 長 1 世帯に 1 人入りましようっていうか、年齢に達したらっていうのは、10 年ほど前、先ほど総務課長、議員の御質問にもあったとおり、ここ 12～13 年の団員の減少の経過は申し上げたわけでありませうが、10 数年前までは、これは言われておったことだというふうに思っております。しかし、現在では、兄弟ですとか親子、といひますのは、団長で、その御子息が入られておる、子どもさんが入ってきているというような例もあひます。したがひまして、皆で地域を支えるといういい意味での地域全体に雰囲気があつた時代の考え方は 1 人 1 世帯、みんなでやりましようということだというふうに思ひますけれども、対象者のいる世帯は 1 人必ずという意味でも逆なことをいうとあつたのかなあと、隠れた意味で、言葉にはなっていないんですけど、そういうふうにおるわけでありませうけれども、現実の現在の実態は、これを表していない、表せないかなあとというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 今、村長言われたように、一部分では 1 世帯の中で兄弟が消防団に加入しておるといふところもあるわけでありませうけども、多くの村民は、先ほど申しましたように 1 世帯 1 団員っていうような考え方を持っていると思ひます。したがひつて、先ほどの情報伝達といひますか、村民に情報を知らせるといふことの中で、こういうことも踏まえて、やはり村民に知らせながら、少しでも加入率を上げることが大事だと思ひわけでありませうけども、ちょっとお考えをお聞きしたいと思ひます。

○村 長 確かに、おっしゃるとおり、今こそそういうことをきちんと言ひべきだといふ、そういうお考えもあろうかといふふうに思ひしておりますけれども、消防団への加入率が逆に向上しても、どうしても人口の構造を考えていくと団員の絶対数も村民人口に占

める割合も少なからず減っていかざるを得ないのだなといふふうな現状があると思ひます。そういう中では、もう消防団にこのことは任せておけばいいということではなくて、むしろ消防団、地域の自分たち自身もやるんだけれども、やっぱりその 1 つを担っている、先ほども言ひましたとおる地域を守り自分たちの財産も守り命も守つてくれているみんなで作る団員、こういったところをもう少しアピールをしていくことが必要かなあといふふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) ちょっと違った観点でちょっと議論をしたいと思ひますけれども、先ほども言ひましたように、発足当時の消防団は、消防団への加入対象年齢を迎えればほぼ全ての方が、男性でありますけれども、消防団に加入していたといふふうに思ひわけでありませう。したがひつて、中川村の住民の男性の多くが防災だとか火災に対する基礎知識を持っていたといふふうに考えるわけでありませうけども、しかし、今のような加入状態、状況が続くとすれば、だんだんと防災に対する基礎知識を持つ人が減少していつてしまつて、中川村の基本的な防災力の低下が懸念されるというように私は考えておるわけでありませう。したがひつて、防災知識を得るための消防団っていうことも踏まえてアピールする必要があるかなあといふふうに考えておるわけでありませうけども、村長の考えをお聞きしたいといふふうに思ひます。

○村 長 消防団は、その目的からいひまして、防災組織を上げるということを第一に考えた組織ではないだろうといふふうに思ひます。先ほどから言ひつておるのとおり、自ら地域の住民の命と財産を守るためにその地域の先頭に立つて働く——働くといふか、活動する非常勤の特別職、硬い言い方になるとそういうことになるかと思ひますので、やはり、ちょっと議員とは少し考え方に、目的は、それは違ふんじゃないかなあといふことは、私は思ひます。

○3 番 (松澤 文昭) 若干私も違ふかなあと思ひつておるんですが、ただ、後ほどまだ、ちょっといろんな部分も含めて、またいろいろと聞いていきたいといふふうに思ひつておるわけでありませう。

それで、ちょっとまたこれも話が違ふんですけども、今の子どもたち、火に対する知識だとか経験が少ないのかなあと私自身は思ひつておるまして、今後のことも含めて火気の取扱いが心配をされるいふふうに考えておるわけでありませう。子どもたちへの火気の取扱いに対しまして、知識だとか体験を消防団を通じて経験させることも必要かなあと考えておるわけでありませうけども、村長の考えをお聞きしたいといふように思ひます。

○村 長 今の御質問は、できれば家庭での教育ですとか、場合によっては学校で教える、こういう範疇かなあといふふうにも思ひわけでありませう。じゃあ、どういふところでこういったのが提供されればいいのかっていうことは、また後ほど逆にお聞きを、別のところで構ひませうが、お聞きをしたいところでござひます。

現在では、デイキャンプですとか花火大会ですとかどんど焼きなどがこの機会かなあとかいうふうにおるわけでありませう。

例えば、木の駅事業っていうのを今度始めましたので、木、燃えるもの、火、森林

火災気をつけよう、こういう単純な発想ではありませんが、こういう関連した事業として火を扱うイベントをこの中で企画するとかいうこともありかなというふうに思います。

それから、地区ごとに毎年防災訓練、地震に対してですけど、防災訓練をやっていたくときに、避難をして1か所に集まって点呼をする、そういう中に、休日にやっているところが多いですから、例えばそういうところに子どもさんも、小中学生——中学生はちょっと無理かなと思いますが、小学生や、保育園の子どもは分かりませんが、実際に消火活動も簡単にやりますので、そういったことも一緒に出て実際に体験をしてもらう、こういうこともできるかと思っておりますので、そんなことも考えていったらいいかなと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 私が考えておったのは、消防団員と子どもが関わることによって、先ほど言った消防団の理解を子どもたちにも知ってもらったり、あるいは消防団に憧れるような体験をすることによって後々消防団員になるっていうことも想定をしながらちょっと質問をしましたので、そういう意味のことでもありますので、お願いをしたいと思います。

時間がもう迫っておりますので、以上で私の質問を終わらしまして、8番以降は、また12月の議会等で質問したいというふうに思います。

○議長 これですべて松澤文昭議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

[午後0時03分 休憩]

[午後1時12分 再開]

○議長 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 桂川雅信議員。

○7 番 (桂川 雅信) それでは、一般質問通告書に基づきまして質問をしたいと思っております。

最初は、「昭和伊南総合病院の入院時個室利用の同意書提出強要は、伊南行政組合の構成団体として看過すべきではない。」というテーマであります。

この問題は、実は私が2年前に家族が入院した際のところが発端なんですけど、その際に、実はこの問題について病院当局、医事課長と担当係長でしたが、かなり厳しく私はこの話をしましたので、当然すぐに是正されるものというふうに思っておりました。残念ながら、それから1年たった昨年も駄目でした。今年も、たまたま8月に私の母親が入院した際にも全く是正のかけらもありませんでした。仕方なしに議会でこの問題を取り上げて、伊南行政組合の構成団体としてこの問題の是正処置に向かっていただきたいというのが私の今回の質問の趣旨であります。

昭和伊南総合病院は伊南行政組合が運営する病院であり、中川村はその運営に責任を持つ自治体の1つであります。

これから申し上げる昭和伊南総合病院の問題は、一部の病院職員の言動などではなく、病院全体の運営方針に関わる重大な問題であり、伊南行政組合の病院経営を監視

すべき立場にある構成自治体として看過することなく、適切な措置を講ずるよう求めるものであります。

なお、ここでは、特別室あるいは特別療養環境室のことを一般的に使われている個室として表現しています。

まず、事実経過から申し述べます。

一昨年、昨年、本年と3年連続して私の家族は昭和伊南総合病院に入院をしておりますが、その全てのケースで個室利用の同意書を提出するように求められています。その際の理由は、一昨年入院時には、大部屋が満床なのでベッドに空きが出るまで個室に入っていたらいい、については同意書にサインをして提出してほしい。昨年、救急室の担当看護師からは、高齢でもあり今日は看護師の目の届きやすい個室に入ってください。昨年の入院時の病棟看護師からは、つまり、先ほどの、昨年、救急室の担当の看護師から、今度は上に上がったときの話ですが、救急搬送されて、しかも夜間の入院となったので個室に入ってくださいから同意書を書いてください、夜間でもあり大部屋に入ると他の患者さんに迷惑になるので、高齢でもあり大声でわめかれるとほかの入院患者さんにも迷惑がかかるので、私の母親はそんな大声を出すようなことはありませんと申し上げると、そんなことは分かりません、中には家族を大声で呼ぶ人もいますなどでした。

本年8月14日に救急搬送されて入院した際の経過は以下のとおりです。

2020年8月14日の早朝に母親が発熱し、救急車により昭和伊南総合病院に搬送され、入院となりました。

救急室から病室に移動する前に、救急室担当看護師より、入院時に患者の様態を診るために看護室に近い個室で看護しますので同意書にサインをしてくださいと言われていましたが、それは厚労省通達に反しているため同意書は出しませんと断ると、担当看護師は、それでは病棟看護師にそれは伝えてくださいと、その場は終わり、5階西病棟に回されました。

5階西病棟に回った後、担当看護師から入院時の説明などを受けた際にも個室利用の同意書に提出について再び次のように言われました。患者さんに何かあると困るので看護室に近い個室で診ますから同意書を書いてください、患者さんは高齢であり、認知症もあり、点滴の注射を引き抜いたりすると危険なので個室に入っていたらいい。こちらからは、そのような理由で個室利用の同意書を出させるのは厚労省通達に反しているから出せません、軽度の認知症はあるが注射の針を抜いてしまうようなことはありませんと申し上げると、それではその件は看護師長に話してくださいと打ち切りになりました。

その後すぐに看護師長が見えて、次のようなやりとりがありました。病棟のベッドの管理をしているのは私なので、大部屋が空き次第、個室から移っていただきます。これまでの説明では、大部屋が満床だから個室にとは言われておりませんでした。患者さんが点滴の針を抜いてしまったりすると危険なので、個室に入っていたらいい、だから同意書を書いてほしいということだそうです。このときにまた、病院側の事情

や医療上の必要性から個室に入る場合、同意書は必要なく、個室の利用料金も徴収できないことは厚労省通達で明確に書いてありますが、御存じないですかと問いかけると、看護師長は何も答えなくなりました。代わりに再度、患者さんの安全のために個室を利用していただくことはできませんかと言われたので、私からは次のように述べました。医療上必要な行為は病院側の責任で行うことであって、患者や家族に言うことではありません。これまでに何度かこの病院にお世話になっていますが、その都度同じことを繰り返し申し上げています。2年前には医事課長と担当係長にも申し上げました。昨年も家族が入院の際に病棟看護師長に同じことを申し上げており、当然病院内で情報共有されは正されていると思っていました。私や家族はこれまでに下伊那日赤や飯田市立病院に何度も入院していますが、術後の観察時に個室で看護していただいても、一度も同意書を提出するように求められたことはありません。昭和だけが厚労省通達に反する異常な行為を続けているのではないですか。

上記のような経過は私だけが経験したのではなく、これまでに多くの入院患者が経験しているはずです。なぜなら、一昨年、私が医事課長と担当係長に是正を求めたにもかかわらず、この2年間一切改善されていないことが明らかになったからであります。現に、母親が8月25日に転院する際にも、当日入院する患者の家族が個室利用の同意書を提出させられている現場を私は見えています。

一昨年、家族が入院時に、大部屋が満床なので空きが出るまで個室に入っていたきたい、ついては同意書にサインをして提出してほしいと言われ、家族が署名して提出していました。その後、退院時に私が請求書に個室利用料金が加算されていることに気づき、医事課長と担当係長にこれらの行為は厚労省通達に違反しており無効であることを主張して、請求書の再計算を求めました。このとき、医事課長と担当係長の主張は、同意書をもらっているのに違反ではないと繰り返し主張していましたが、私は、これは厚労省通達を意図的にねじ曲げて同意書を取れば問題ないとしているに過ぎず、患者への強要だと主張しました。

厚労省通達では、「患者に特別療養環境室に係る特別の料金を求めてはならない場合としては、具体的には以下の例が挙げられること。」として「同意書による同意の確認を行っていない場合」が記載されています。これは資料1の通達16ページの(8)に記載されています。

病院側は、料金を求めてはならない事例として「同意書による同意の確認を取っていない場合」があるならば同意書を取っていれば料金を求めてもよいと解釈しているようですが、これは通達一部を切り取った意図的な曲解であります。この「同意書による同意の確認を行っていない場合」というのは、入院患者や家族が個室を希望した場合であっても同意書を取っていなければ料金徴収はできないことを述べているのであって、料金を求めてはならない場合であっても同意書があれば料金を請求できるなどとはどこにも書いていないのです。

厚労省通達16ページ(8)は、詳細に料金を求めてはならない事例を示しており、その中には次のように記されています。「特別療養環境室以外の病室の病床が満床で

あるため、」つまり大部屋が満床の場合っていうことですが、「特別療養環境室に入院させた患者の場合」、つまり、大部屋が満床で個室に入れた場合、その場合は料金を求めてはならないということを書いてあります。

次、「患者本人の「治療上の必要」により特別療養環境室入院させる場合」。事例として「救急患者、術後患者等であって、病状が重篤なため安静を必要とする者、又は常時監視を要し、適時適切な看護及び介助を必要とする者」。救急患者、術後患者等であって病状が重篤なため安静を必要とする者、または常時監視を必要とし適時適切な監視及び介助を必要とする者。先ほど私が申し上げた病院がやっていた個室を使っていたきたい、入っていただきたいって言っていた理由は、全部これに当たります。「免疫力が低下し、感染症に罹患するおそれのある患者」「集中治療の実施、著しい身体的、精神的苦痛を緩和する必要のある終末期の患者」「後天性免疫不全痒候群の病原体に感染している患者」これらの方が個室に入っても料金を求めてはならないということになっています。つまり、治療上の必要で個室に入れた場合は料金を求めてはならないということになっています。これまでに病院の看護師が同意書を提出するように求めた根拠の全てが、この通達では料金を求めてはならない事例なのであります。したがって、これらの理由で同意書の提出を求めること自体が通達に対する違反行為であります。

また、同じ通達の前段(6)では次のようにも述べています。「特別の療養環境の提供は、患者の十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意に基づいて行われる必要があります、患者の意に反して特別療養環境室に入院させられることのないようにしなければならないこと。」つまり、個室の利用はあくまで患者の希望によって行われるものであり、病院側の事情や説得によって行われるものではないということでもあります。

入院患者の立場は、治療の全てを病院側に委ねているため、対病院との関係では、患者は極めて弱い立場にあり、病院職員から個室に入ってもらうので同意書を提出してくださいと言われれば、容易に拒否などできないのです。このような優越的な立場を利用して同意書の提出を求めることは、強要以外の何物でもありません。厚労省通達は、そのことを厳しく禁止しており、患者や家族の希望とは無関係に病院側の事情で個室利用の同意書を提出させるような行為は、明らかに通達に違反するものです。

厚労省通達では、「患者が事実上特別の負担なしでは入院できないような運営を行う保険医療機関については、患者の受診の機会が妨げられるおそれがあり、保険医療機関の性格から当を得ないものと認められるので、保険医療機関の指定又は更新による再指定に当たっては十分改善がなされた上で、これを行う等の措置も考慮すること」と述べています。昭和伊南総合病院は、これらの事実が関東甲信越厚生局に報告されれば、まさに保健医療機関の性格として当を得ないものとして是正措置を求められることとなります。

これまでの経過を見ますと、昭和伊南総合病院では、入院時個室利用の同意書提出強要は組織的に行われており、個々の看護師の対応の問題ではないことは明らかであります。病院側は強要ではないと言うかもしれませんが、現実には、患者は治療のた

めに必要ですと言われれば同意書の記入を拒否することはほぼ不可能に近い心理的状況に置かれているのです。厚労省通達では明らかに特別の料金を求めているのではない事例であるにもかかわらず平然と同意書の提出を求めるのは、事情を知らない住民、患者への強要や恫喝にほかならないのです。

昭和伊南総合病院の基本理念では「伊南地域の中核医療機関として、地域住民の安全安心のために、良質で安定した医療を提供し、自治体病院としての使命を果たします。」と書かれています。しかし、現在の昭和伊南総合病院は、医療スタッフの努力にもかかわらず、現状は患者と病院の信頼関係を著しく損ねる状態となっています。これまで病院の組織ぐるみで行われてきた入院時個室利用の同意書提出強要を継続したままで、地域住民の安全・安心のための良質で安定した医療を継続することなどできるはずがありません。

昭和伊南総合病院は、現在、新病院建設の計画を立てていますが、このままでは新病院建設どころか保健医療機関としての性格も問われることは明らかであり、伊南行政組合の構成団体である中川村及び中川村議会として厳しくこの問題を問いかけるべきと考えますが、村長の見解を聞きたいと思います。

なお、資料2として現時点で昭和伊南総合病院が使用している個室利用時の同意書の様式を示しました。これは、たまたま母親が最近転院する際に病棟の看護師からもらったものです。その中には私の母親の個人情報をも入っておりますので、そこは消しましたけれども、金額も、私が一番最初に看護師から見せられたときには、金額はたしか入っていなかったと思います。今回、転院の際に参考にもらったときには、資料の2にありますけれども、金額は入っておりました、7,150円と。1日当たりですが、入っておりました。この様式を見ておかしなことに気づかれると思いますが、特別室の使用並びに使用料の納付について同意しますと希望しますが並記されて選択するようになっていました。つまり、ここでは、患者や家族の希望ではなくても同意書が記入できるようにしてあり、明らかに厚労省通達に反する行為を形式的にも整えるという病院事務当局の悪質さが明確に表れています。

飯田市立病院では、入院時の患者記入項目の中に病室の希望を記入する欄があり、大部屋や個室などを選択できるようになっていたはずですが、もちろん、個室利用を治療のためと称して強要することなどもなく、むしろ大部屋希望であっても満床の場合は個室に入らせていただくこともありますと言われるだけで、同意書を強要され料金の納付を迫られることもありませんでした。

ちなみに、この同意書の文中にある「昭和伊南総合病院使用料及び手数料条例第3条第2項の規定による」と記されている部分は「第3条第3項」の誤りです。事務手続上の重要な様式の記述自体も間違えるという初歩的なミスさえチェックや修正できない病院とはいかなる組織なのでしょう。疑念を持たざるを得ません。

コンプライアンス遵守や組織のガバナンスは医療機関運営の最低限の責任であります。患者から指摘された問題を全く無視して収益だけを追い続ける昭和伊南総合病院の行為は、地域住民の健康を守る自治体病院としての責務を放棄したものとして断罪

されるべきであります。

村長の見解を聞きたいと思います。

○村長

まず、この御質問については、議員自らおっしゃられているとおり伊南行政組合に対して関係してのことでございます、したがって、伊南行政組合の正副組合長会、こういった場がありますので、この場において御質問の件は話題としていきたい。組合長、もしくは病院長から回答するのが適当であろうというふうにまず考えるものがあります。したがって、伊南行政組合立の病院の入院に関しての御質問でございますので、今のところこの場での村長としての見解は申し上げないということでございます。

ただし、御指摘の同意書の中にありました特別室の使用料の額の同意または希望についてということで引用します伊南行政組合病院事業使用料及び手数料条例の条文については第3条第3項が正しいというのは御指摘のとおりでありますので、これは保健福祉課長から伊南行政組合事務局に修正してもらうように進言をいたしますとともに、先ほどもう一つお話がありました、最初にもし金額が入っていないとしたら、これは明らかに通達をねじ曲げているということしか申し上げられませんので、といたしますのは、私も読みましたけども、金額が入っていないと、入ったものを見せなければならぬはずでありますので、といたしますのは、ここに手数料条例が既にきちんとあるわけありますから、この額を示さないでそのままいくというのは、これも非常な間違い、もし仮にそういうことがあれば間違いだと思っておりますので、こういった点については保健福祉課長を通じて行政組合事務局のほうに進言をいたします。

○7番

(桂川 雅信) 今回の問題は、相手があることですので、中川村の行政1人で解決する問題ではないと思っております。そういうことで、この問題については今後も継続的に調査を進めて、病院当局の是正措置がどのように進むのか、行政と議会を含めて継続した監視をしていかなければならないというふうに思っておりますので、私たちも含めて、この問題をずっと監視をしていきたいというふうに思っております。

次に移ります。2番目も医療問題ですが、これは村の問題です。国保の特定健診についてであります。

実は、毎年、国保の特定健診について御案内が我が家にも参ります。一番最初の年、私がこちらに来て2～3年の間は特定健診を受けておりました。ただ、その間にいろんな病気も見つかりまして、ほぼ、何ていいますか、特定健診でやるような検査項目は全部病院診療所で検査をせざるを得ない状況がずっと続いております、その後ですが、つまり、かかりつけ医のところにはほかの病院で受けた資料も含めて持っていきますと、特定健診の前に、もう既に私の全身状態は理解できる状態になっておりますので、それを提出すれば特定健診は要らないんじゃないですかということは何度も保健師さんに申し上げたんですが、なかなか理解していただけませんでした。つまり、特定健診を受けなければ受診率が上がらないので、どうもそちらのほうにばかり目が向いてしまっているんじゃないかというふうに私は考えまして、もう少し具体的な提案をしたほうがいいんじゃないかというふうに思って、今回の提案にしてあります。

これまで実施されている村の国保特定健診は、対象者の全ての方が健診を受診してデータを収集し保健指導に生かそうとしてきましたが、かかりつけ医を持ちましょうという呼びかけで村民の多くがかかりつけ医を持っている現状を考慮して、特定健診とかかりつけ医の共同で疾病の予防と健康年齢の向上に結びつくように提案したいと考えています。

現在の特定健康診査、特定保健指導は、増加している糖尿病や高血圧症などの生活習慣病になる前に健康管理に気を配り、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを予防、改善しようという取組として始められたものです。

村の国保特定健診の受診率は、平成 23 年度に 54%だったものが、平成 30 年度には 62.3%と向上しており、それなりの成果を上げていると私は評価していますが、既にこれまでの健診結果からかかりつけ医を持っている村民は多数に上っているはずであります。最近聞いたお話では、65 歳以上の方でも大体半分以上の方はかかりつけ医を持っているというふうに想定されています。今後は、これらかかりつけ医と共同で疾病の予防と治療を結びつけることが可能になっていると私は思っています。

人間の体というのは個人差が大きく、検査結果の標準値だけでは把握できない異変を診断することも全身状況を定期的に把握しているかかりつけ医の重要な仕事でもあります。今かかりつけ医を持っている村民は、定期的に医師の指示で検査と診断を継続しており、これらのデータを活用すれば特定健診の費用の低減と受診率の向上が同時に見込めることとなります。

他の市町村ではみなし受診という制度があり、特定健診を受診しなくても、かかりつけ医からのデータ提供があれば特定健診を受診したとみなされることになっていますので、受診率の向上にもつながります。

確かに現時点でもかかりつけ医による健診でその結果を送ってもらえばよいようになっていますが、私が申し上げたいのは、わざわざ特定健診に合わせた健診ではなくても、通常行われているかかりつけ医や他の診療機関の受診時に得られるデータを生かしてほしいとい点であります。

私の場合は、かかりつけ医以外の病院で検査を行った場合でも、その検査結果をかかりつけ医に提供して、年間を通して実施した自分自身の検査結果がかかりつけ医に保管されるようにしています。こうすることで、私の全身状況はかかりつけ医のところで一括して管理できるようになっており、改めて健診のための検査を受ける必要などないですし、特定健診そのものがかえって無駄な費用を使っていることとなります。これらの作業は、みなし受診の解釈を広げ、事務処理上のフローと内容を少し変えることと村民の周知を徹底することで、次年度からでもすぐに取り組めるものです。毎年村民に送付される特定健診の申込書と併せて、健診は受診しないがかかりつけ医からの情報提供に同意する旨の書類を返送していただき、それに基づいて医師からの情報提供をしてもらえれば村民の一人一人の実情に即した健康状態の把握が可能になりますし、受診率の向上とともに疾病の予防と健康年齢の向上に結びつくものと考えますが、いかがでしょうか。

○村 長 国保の被保険者の方の人間ドック健診、人間ドックの受診者であります。補助金交付申請のときに、村に補助金を交付申請していただくんですけども、そのときに健診結果を添付する必要があるために、いわゆる人間ドック受診者については特定健診を受診したものとみなされるみなし受診を今現在実施しております。

国保の加入者でかかりつけ医があつて、ふだんから定期的にかかりつけ医で健診を受けているような場合は、情報提供が可能であれば、かかりつけ医から提供された検査データを活用して国保特定健診を受診しなくても済むような方法を考えてまいりたいと思います。

今年度の国保特定健診は既に終了しておりますので、来年度以降、国保特定健診の受診率の向上、または重複を避ける、無駄なお金を使わない、こういったことにもつながってまいりますので、議員の提案につきましては前向きに検討していきたいというふうに思います。

○7 番 (桂川 雅信) 前向きに検討いただけるようなので、ぜひそうしていただきたいんですが、実は、この件については村の診療所の医師とも意見交換をしております。医師の作業ちょっと増えるけれども、でも、そうしてもらったほうが、その人、患者さん一人一人にとってみればいいんじゃないかと、それから、国保のほうの予算も、その分、医師に記入してもらった分だけの費用で済むはずなので、全体としての費用の低減にもつながるはずだということをおっしゃっていただいております。1つ事務的な作業として必要なのは、個人の情報提供の話になりますので、これは、先ほどちょっと、私、提案の中に書きましたけれども、かかりつけ医から情報を提供することについては同意を患者のほうから村のほうに提出すると、医師から出してもらっているですよってということの情報提供の同意を患者から、国保の組合員から村に対して提出してもらおうということが必要だと思いますので、この手続さえ済めば、やればいい話ですので、今まで特定健診の申請書が封筒に入ってきますけれども、その封筒と一緒に情報提供に同意しますっていう書類が入っていれば、それを提出することで、特定健診の会場へ行かなくても、自分がかかりつけ医から情報を提供してもらうことによって特定健診を受けたのと同じ受診率になっていくということになると思いますので、ぜひ、そういう仕組みさえ、そんなに大した手間はかからないと思いますので、ぜひそちらのほうに進んでいただきたいというふうに思います。

3 番目になりますが、公共施設の機器類、機械設備の更新、再取得費用を基金として明瞭に積立てをしたらどうかという提案であります。

2019 年 6 月議会で私は、機器類の更新について、官庁会計は減価償却が認められていないので、企業のように再構築資金として内部留保できないのですから、更新時期に一気に財政負担を負わないためにも相当額を再構築費用として基金に積み立てることも検討すべきではないかと述べました。

本年度から村の基金の整理が行われ、その中で公共施設整備基金が公共施設等整備基金となり、次のような規定となりました。中川村公共施設等整備基金、内容は、将来における公共施設及び設備等の整備に必要な費用の財源に充てられております。

私は、機械設備等の更新のために基金を支出できるようにしたことは前進と評価していますが、あえて今回は、公共施設整備と機器類、機械設備の整備、更新を分けていただくように提案したいと思います。

本年6月補正では、文化センター空調設備のような大型の機械設備の更新が発生し、役場庁舎の空調機械更新は基金の取崩しとして予算化されました。また、これまでもパソコンやサーバー、タブレットなども更新や整備で多額の費用を投入して購入されています。これらの機器類、機械設備は、新設にはそれなりの補助制度が利用でき、ある程度のクッションとなってきましたが、機器更新というのは購入後の問題であり、ほとんどが補助対象ではなく、庁舎管理に関わる設備類は村単独の支出となる場合が多くなります。これらのことから、村内の公共施設の機器類、機械設備の高額なもの、あるいは集合体として高額になる備品、機器類については、可能な限り原価償却額を基本として再取得費用を基金として積立を図るようにすべきと考えます。

例えば、パソコンやタブレット、サーバーなどの機器類は、5年から10年以内にはほぼ更新時期を迎えるはずで、5,000万円で購入した備品の集合体が7年目にまとめて更新することになると多額の村費の出費となりますが、年間700万円ずつでも積み立てておけば更新時期となった当該年度に基金の取崩しである程度救済できることとなります。

大型の機械設備については、いずれ更新する時期が来るという前提で、まず設備の固定資産整理を行い、設備ごとの更新予測時期を定めて、基金への積立額の目標を設定すべきと考えます。

現在の公共施設等整備基金には、その目的に将来における公共施設及び設備等の整備に必要な費用の財源に充てるとしてありますが、積立目標額15億円の根拠では他市町村庁舎建て替えの場合の概算を参考となっており、あくまで公共施設の建築物が対象になっているものと思われます。この目標額が機器、設備類の更新で頻繁に取り崩されると、なかなか目標額にも達しないことになってしまいますし、機器、設備類の更新自体が今後どの程度発生するのか予測をしておくことは、財政運営上も大切な課題と考えます。

地方公共団体の財政は、臨時的に発生する多大な出費にはとても弱いものです。特に補助金等の補填がない場合や起債の充当が認められない場合など、村費の負担が多額になった際に、そのときの村の財政状況が機器類、設備類の更新を容易に負担できる状況となっているかどうかは分かりません。現時点で中川村は比較的健全な財政状況ですから、この財政状況を生かして必ず発生する後年度負担に備えておくことは、後年の村民と行政担当者に対する責務ではないでしょうか。今ある公共施設等整備基金のうち、一部の資金を機器設備等整備更新基金として整理しておけば、それでこの責務を果たすことができるはずで、

村長の見解を聞きたいと思います。

○村長 御提案をいただきました趣旨について、よく理解はできます。できますというか、おっしゃるとおりのことが多いかなと、笑ってすみません。おっしゃるとおりという

ふうにも思います。

そこで、明確にしておかなければならないために基金を設置するというのも大事な選択肢かと思えますけれども、財源確保のために必要が生じた場合にはどちらかでも融通できるようにするというのもあり得るかなあと。当面は、公共施設等整備基金の中で運営をし、運用して、内訳として建築物と設備、機器分類を区分けして管理していく、そういう運用にしたいというふうに思います。

設備、機器類の当面の更新費用の目安でございますけれども、近年の主な施設、庁舎、小中学校、望岳荘の空調設備やパソコン機器類等の整備に要した費用や直面する文化センターの空調、大ホールの音響、照明及び舞台設備更新を加味しますと、約4億5,000万円が機器類の更新で必要になります。積立目標額としましては、補助事業ですとか起債等を活用できるものは活用しながら、といいますのは、補助事業でもありますし、起債の利くものがあります。特に、起債対象とならない庁舎関係費や情報機器類の更新費用として必要と思われる4億1,500万円程度を積立ての目安としていきたいと思っております。

毎年幾ら積み立てるかという、目標額とするかということになるわけでありましてけれども、それぞれの機器の更新時期、つまり、いわゆる耐用年数というところでありましてけれども、これを考慮いたしますと大体3,000万円程度かなあというふうに考えておりますし、近年、災害ですとか、今回はコロナの関係で出費も非常に多くありました。ただし、今までは繰越しのお金をうまく運用しながら何とか乗り切れてきたということではありますが、今後はそういうふうにもいかないかもしれません。ですから、全て、いわゆる耐用年数で割り返して計画的に積み立て、必要なときに積み立てますというふうにお答えしたいわけですが、これは運用の幅というものもありますので、1つは、目標としては3,000万円程度を目標にしたいということでありま

す。今くどくど申し上げましたけれども、公共施設整備等基金の積立額につきましては、議員の御質問もありましたので、庁舎、文化センター、小中学校、先ほど申し上げた機器類であります。こういったのはいつ頃のぐらのお金がかかるのか、また平成28年度からどのぐらいの機器、サーバーやなんかの更新に充ててきたかということを考えてまして、トータルで考えた上で年間積立額をはじき出したところでもあります。もちろん、裏の財源として文化センターを過疎債でもって充当をして、交付税の中で措置があるであろうということも期待値として入れておりますし、小中学校につきましては過疎債を借りて、当然これは交付税の措置が今んところあるはずでありますので、こういったところも財源として裏から入ってくるということで、これを検討した結果の額であります。概算で3,000万円程度は区分をして運用していきたいというふうに考えております。

○7番 (桂川 雅信) 計画的な財政運営、設備、機器類についても行っていただけるとい

うことですので、ぜひその方向で進めていただきたいと思えます。

先ほどちょっと監査の代表からも御指摘あったと思えますが、起債はあくまで借金

だという御指摘が監査のほうからもあったと思いますけども、私もそう思います。確かに辺地債などは交付金で戻ってきますので、ある程度の余裕はあると思いますけども、起債でずっとこれを繰り返していくと、だんだんそちらのほうがたまっていくということになってしまいますので、できる部分は自前の費用をちゃんと裏でもって貯金をしておくということも大切だと思います。年3,000万円ということですので、かなりそれ自体も思い切った計画になると思いますけども、後年度のことを考えると、私はぜひこういう仕組みをつくっておいていただいたほうが良いと思いますので、ぜひ実現していただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○村 長 これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。

次に、6番 中塚礼次郎議員。

○6 番 (中塚礼次郎) 6月に入りコロナウイルスの感染も収まりつつあるのかと思いましたが、いまだに感染の広まりを止めることはできません。2月からのコロナウイルス感染は7か月余にも及び、日本経済は無論、世界経済を大変な危機状態に陥れています。コロナ禍の中で、村の観光業、飲食業、商工業、農業、会社勤めやパートで働く人など、大きな経済的な打撃を受け、いまだに先の見通しも立ちません。

また、子どもたちは、コロナ禍の中で行われた卒業式、入学式から長期の休校、夏休みの短縮、家族を制限して行わなければならない運動会など、いまだ経験のないコロナウイルス感染拡大が子どもたちに及ぼす影響は計り知れないものがあるのではないのでしょうか。

コロナウイルス感染から身を守るための自粛、3密を避ける予防策により村や地域、地区行事が中止となり、コミュニティ、絆を維持していくことへの不安が増します。

子どもたちにとっては、例年を超える梅雨期と長雨、コロナ感染予防への心労に加え、この夏の酷暑の中での学校生活は本当に大変なものと思います。コロナ感染が早く終息し、子どもたちが伸び伸びと学校生活を送れる日が来ることを願うばかりであります。

さきの通告により、コロナ禍での子どもたちの学びと心身のケアなどにつき質問をいたします。

新型コロナウイルスの感染の状況や医療体制が改善されつつあることから緊急非常事態宣言が解除され、6月の1日から全国の学校が3か月ぶりに再開をしてきたわけですが、中川では5月の19日からの再開でした。長期の休校による子どもの学習の遅れと格差の拡大と不安、ストレスは大変深刻と言われます。新型コロナウイルス感染から子どもと教職員の健康と命をいかにして守っていくかは重要な課題ではないかというふうに思います。

学年の締めくくりと新たな学年のスタートの時期の休校は、子どもに計り知れない影響を与えていると言われています。何より、長期に授業がなかったことは、子どもの学習に相当の遅れと格差をもたらしたのではないかと思います。学校は、課題プリントの配布など、家庭学習を促すなど様々な努力を行ってきていただきましたが、ま

だ習っていない基本的な知識をいろいろのやり取りのある授業もなしで理解させるのは無理があります。報道で保護者の声として、とても教えられないと悲鳴が上がったことは当然であります。ネットでの教材に取り組んだ子どももいれば、勉強が手につかなかった子どももいます。

長期の休校は学力の格差を広げた点でも深刻だと考えますが、子どもたちの状況と対応をどういうふうにとられているか、また今期の夏休みに未来塾を開講していただきましたが、その未来塾の取組の状況についてもお聞きをしたいというふうに思います。

○教育長 初めに、子どもたちの状況と対応についてお答えします。

長い臨時休業の間、大きな病気やけがはなく、皆元気に生活できたことは、家庭での継続した健康チェックのおかげであったというふうに思います。

学習はプリント等で補ったわけでありませけれども、新学年、新学期になっての学習の遅れは大きくあります。また、プリント学習は、支援が必要な子どもたちにとっては難しさがあったというふうに思います。殊に1年生は、入学後、学校に慣れないままの休みとなってしまいました。これらの状況に対して、学校再開後は、感染防止のために朝の健康チェックを徹底し、学校にはコロナウイルスを持ち込まないということを守りました。3密を防ぎ、マスク、手洗いを励行し、消毒を続けているところでもあります。遅れた学習を取り戻したい気持ちははやりましたけれども、子どもの心身のケアのためにもじっくりと授業をすることに努めました。水曜日に5時間を6時間授業にしたこともありますけれども、夏休みの短縮や行事の精選などにより、現在80%は取り戻しているというふうに聞いております。引き続きの遅れの回復に努めたいと思います。

続けて夏休み中の未来塾についてお答えします。

夏休みの未来塾の目的は、今年の場合は、少しでもそういった臨時休校の回復になればということもありました。参加した児童は、小学校両校合わせて101人で、学習支援員の皆さんの支援により夏休み帳を中心に取り組みました。昨年は水泳も続けてあったわけでありませけれども、今年は水泳がなかったために、学習の時間がその分十分にあり、低学年の教室では皆課題が終わってしまったという子どももおりましたけれども、折り紙などの活動も取り入れて元気に過ごせました。低学年から高学年まで、皆よく頑張ったというふうに思います。感想では、楽しかった、やってよかった、来年もまたやりたいという声が多くありました。

中学校の夏休み未来塾は、休みの終わりの3日間だったために、参加者は20名と多くはありませんでしたが、熱心に課題に取り組みました。

小学生も中学生も、自分で進んで未来塾に参加し取り組んだということが主体的に学習に取り組む態度という点で学力を養うことになったというふうに考えております。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、子どもたちの学習の遅れ、80%に取り戻しておるというお答えと、夏休みに取り組まれた未来塾、小学生が101人、中学生は20人ということですが、大変いい状況の中で未来塾が開講できたことをうれしく思います。

次に、子どもたちは、かつてないような不安とストレスをため込んでいるのではないのでしょうか。

国立成育慰労研究センターが2020年の5月の12日、中間報告として発表した「コロナ×こどもアンケート」では、76%の子どもが困り事として友達に会えないことを挙げ、学校に行けない64%、外で遊べない51%、勉強が心配50%と続いています。

各種のアンケート調査には、いらいらする、夜眠れなくなった、何もやる気がしない、死にたいなどの子どもの痛切な声が記されており、またコロナ禍における家庭の困窮は子どもに様々な影響を与えて、家庭内のストレスの高まりは児童虐待の増加をもたらしているとも言われています。

子どもや家庭の状況、それから子どもや保護者の心へのケアなど、対応をどのように取られているかお聞きいたします。

○教育長 臨時休校中、学校では家庭訪問や家庭との連絡等で子どもや家庭の様子を知ること
に努めてきました。休校の間には、児童生徒に関わる学校からの連絡は特にありません
でした。

5月19日の学校再開の日には、臨時休校前まではやや休みがちだった子どもたちも
多くは出席ができ、友達や先生と会えるのを楽しみに待っていた気持ちを感じ取れ
ました。しかし、その後、登校を渋る子どもが両小学校とも2～3名見られましたが、
保護者と連絡を取り合い、学校では校長、教頭、養護教諭等が関わってその子その子
に合った対応に心がけ、登校が休みにならずに続いております。学校全体で保護者と
連携を取ることを大事に対応しております。

○6番 (中塚礼次郎) 今、コロナ禍での子どもを受け止める手厚い教育が必要だというふ
うに考えます。学習の遅れと格差に対しては、子ども一人一人に丁寧に教えること、
丁寧に教えることが欠かせないのではないのでしょうか。学習が遅れた子どもへの個別
の手当も必要です。子どもの本音を受け止め、抱えた不安やストレスに共感しながら
心身のケアを進めていくには、手間と時間が必要です。特別な困難を抱えた子どもに
は、より立ち入った心理的や福祉的な面を含めた支援も求められるのではないでしょ
うか。この点について考えをお聞きします。

○教育長 臨時休校の間、直接には見えていなかった子どもたちの不安やストレスと学習の遅
れに対してどう対応するかを村内の校長会で検討を重ねました。その中で、授業で子
どもを見詰め取り組んでいくことが大事だということになりました。1時間の授業を
短縮して時間数を稼いでいくということも考えられましたけれども、それよりも一人
一人をしっかりと見詰めて心身のケアにも心がけて進めていくことが大事だというふ
うに努めております。

○6番 (中塚礼次郎) 学校でのケアの状態についてお答えをいただきました。

子どもたちの心身のケアをしっかりと行うことは、学びを進める上での前提と考えま
す。

東日本大震災で深刻な被害に遭った地域の学校は、子どもと教職員がつらい体験や
思いを語り合うことで学校生活がスタートできたといいます。

今、新型コロナウイルス感染危機というこの歴史的な経験を子どもたちと語り、考
えることは、子どもたちの新たな出発点となるのではないのでしょうか。

東日本大震災での教訓として学びの場で生かされればというふうに考えますが、こ
の点について考えを聞きます。

○教育長 中川村でも三六災害のときに、子どもたちは体験したこと見たことを作文に書いて
語り合ったというふうに思います。当時の先生方も、そのときの体験を強く心に焼き
つけてほしいということで、そのように行われたというふうに思います。と同時に、
友達の体験や苦労をお互いに分かり合ってほしいというふうに考えたと思います。そ
のことがふるさとの忘れられない原風景となり、生涯を支える心持ちにもなってい
くのだと思います。

議員御自身も三六災害で、前沢川の氾濫で、御家族で避難した体験を今も鮮明に記
憶しておられるのを聞いたことがあります。

先生や友達と互いの体験や経験を理解し合うことで、大変さの中にも力が湧いてく
るということは理解できます。

この新型コロナ危機も、子どもたちにとって、三六災害や東日本大震災と比べて今
は目に見えにくいと思いますけれども、これから体験していく中で、きっとそういう
ときが来るというふうに思います。歴史的体験として文字でも残し、語り合っていく
ことが大切だと思います。

○6番 (中塚礼次郎) 何度も経験するようなことがあってはならないというふうに思いま
すが、東日本大震災の教訓と同じように、このコロナの大危機が子どもたちにとって
将来に経験として生かされるように、そんなふうに思っていたいただきたいというふ
うに思います。

新型コロナウイルス感染拡大による3月4日からの臨時休校、小学校、中学校のいつまで
も思い出に残る卒業式、入学式が自粛と縮小により残念な思い出となることは、本当
に無念でなりません。

小学校から中学校での義務教育機関の中では、それぞれの学年に応じた学校行事が
数多く計画されます。それらの行事は今になっても懐かしく、思い出として脳裏に浮
かびます。遠足や臨海学習、西駒登山、修学旅行など、コロナの感染拡大によって延
期や中止を余儀なくされてしまっています。これらの対応は、子どもたちの命を守り、
安全を確保するための措置であり、やむを得ないことと思います。

新型コロナウイルス感染防止への対策として、毎日の消毒、清掃、健康チェックな
ど、今までにない多くの業務が生じており、教職員への負担が大きくなっているの
ではないかと考えます。教職員の負担について、実態についてお聞きをいたします。

○教育長 新型コロナウイルス感染防止のために多くの学校行事が延期や中止となっており、
残念でなりません。

中学校の登山は延期しましたが、大雨のために中止となってしまいました。修学旅
行は3月に延期、また小学校の修学旅行と臨海学習は県内というふうに考えておると
ころでありますけれども、コロナウイルス感染の広がりから、見学地域についてはさ

らに検討を迫られております。

学校での毎朝の健康チェックや放課後の消毒は、引き続き大事に続けられております。ボランティアの方の応援もいただいている部分もありまして、ありがたく思っています。

○6 番 (中塚礼次郎) 先生方の日常の業務が大変なところにもって行ってコロナのこの問題で、子どもたちを守るために相当な心遣いと努力を重ねておられることに感謝したいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染の終息は予測も立たない状況であり、各国、各薬品メーカーがしのぎを削ってワクチン開発に取り組んでおります。ワクチン開発がされ、臨床実験を重ね、認可を得て国内に行き渡るまでには数年はかかるんじゃないかという感染症の専門医の発言もあります。

長期に及ぶと思われるコロナ禍の中、私たちの地域の秋祭りでも子どものみこしや自前の手作りの夜店も中止となり、中止が決定されて、子どもたちの楽しみにしておった懐かしい思い出となる秋祭りが、結果的には新型コロナウイルスにより奪われることとなってしまいました。

私は、学校や教職員に最大限の裁量を保障し、工夫をしつつ子どもが楽しみにしている行事を保障することがどうしても必要ではないかというふうに考えます。学校行事のコロナ禍での在り方について、今、教育長もちょっと触れましたが、考えをお聞きします。

○教育長 ウイズコロナでの学校行事は、児童の安全を第一に考え、文科省や県教委の衛生管理マニュアルを根拠としながら、その中で実施できる内容を検討して取り組んでいます。他市町村や他校の情報を集め、職員で知恵を絞り、児童の安全を保障し、楽しさを味わえる工夫をしながら進めていきます。

中止は最後の選択で、実施方法を工夫すればかなりのことを行うことができるというふうに思います。子どもが少しでもやり切った感を持てるように、子どもとともに作り上げていくことが大切というふうに思います。

○6 番 (中塚礼次郎) 今までに経験のない新型コロナウイルス感染の中で、私たち大人も大変なダメージと負担をしょっておるわけですが、学校で学ぶ子どもたちにとっては、大人以上にその重荷は大きいというふうに思います。何とかこの危機を、子どもたちを支えて、将来に向けて育てるように頑張っていきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時25分といたします。

[午後2時12分 休憩]

[午後2時23分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番 柳生仁議員。

○8 番 なお、柳生仁議員より資料の持込みの申し出がありましたので、許可してあります。

(柳生 仁) 私は、さきの通告に基づきまして2問の質問をいたします。
初めに、「スマート農業の取り組みをどのように考えているか」であります。スマート農業の目的は下記のように3種類あります。そのうち農作業の省力化、労力の軽減、これについて質問してまいります。2番3番と農業技術の継承とか食料自給率向上ありますけども、今日は1番について質問します。

スマート農業の目的について。

全国的にスマート農業の取組が進んでおり、中川村でもリモコン操作による草刈り機のデモが昨年と今年と行われました。これからの農業は、高齢化や農機具の事故などを考えると、遠隔操作などによるスマート農業が必要になってきます。今年の草刈り機のデモは傾斜角40°までの機械でしたが、案内には45°の傾斜角も作業できる機械がありましたが、予定とあり、45°を作業できる何とかっていう機種があるそうではありますが、今年はまだませんでした。この機種がお手元に配付してあります傾斜角の草刈りができるような、急傾斜もできるような機械だそうであります。価格は約330万円ほどでありますけども、大変調子よく使っているようであります。

例として、福岡県筑前町下高場では、草刈り作業を80代5人、70代15人、60代が35人で行ってきましたが、今年70代が15人増えて約半数が70代の見込みということで、そこでリモコン操作の草刈り機1台を購入したそうです。予算は、町から半額助成され、残りは区の予算から出すとあります。ここでは、草刈りは、今は河川敷などの土手を刈っているようであり、そこが大変45°の急傾斜で、大変ってということで刈っておるようであります。これは役場に電話して聞いたところでもありますけども。

また、伊那市八ツ手第1集落協定組合では、のり面の先端からのり尻までが9.5mと長く、管理の疲労が著しい、これを軽減するためにリモコン操作の草刈り機の導入をし、しかし、操作に慣れないこととモグラなどの穴に機械がはまったりして停止してしまうということで、1年目は大変苦労したとありました。しかしながら前向きに取り組んだっていうことであります。

中川村では、昨年、今年と草刈り機のデモが行われましたが、まだその成果が見えてきません。草刈り機のほかにも自動操縦のトラクター作業や直進アシスト田植機などのデモも考える必要があると思います。

南向地区では、南向営農組合が大豆、ソバの播種、刈取りを行っており、トラクターに取り付けられた播種機で専門のオペレーターにより高速で播種が行われ、今年のソバは大変すばらしい発芽になっております。秋の実りが楽しみです。

農業の高齢化は既に10数年前から大変な時代が来ると言われてきましたが、現在、田打ちや代かき、田植、稲刈りなど高齢者が頑張っておりますが、草刈りについてはシルバー人材の方たちができない方のところに向いて作業しております。特に草刈りは重労働であり、安価で安全なリモコン操作による草刈り機の導入が必要と考えます。

なお、シルバー人材の方に聞いてみますと、作業を担っている方たちに聞きますと、

草刈りが大変重労働だと、また草刈りをする方たちも減ってきておると、こんなことを言っております。

村では、中山間地農業の高齢化時代に向けた安心・安全のスマート農業の取組をどのように考えているかお聞きいたします。

○振興課長

スマート農業につきましては、ロボット技術や情報通信技術等を活用しまして、機械の自動化による作業の省力化や様々なデータの測量、分析に基づく緻密な管理によります多収化ですとか品質向上などの様々な開発や取組が行われております。その中の1つとしましてリモコン草刈り機がございます。今後の中山間地の畦畔管理の省力化ですとか農作業の事故の軽減などに効果があるということを考えまして、営農センターを中心にデモを行ってきたところであります。デモに至る前に長野市のほうで行われました農機具の展示会のほうに営農センターの者が出かけまして、草刈り機のほうの視察をしてきて、どんなものであるかっていうところのほうは研究をしてきたところであります。まだまだ比較的斜度のきつところをやるものについてはかなり高価な機械が多かったというところがございます。

また、先ほどの写真の機種につきましては、駒ヶ根のほうでデモが行われまして、営農センターのほうでも参加して状況のほうを確認してきたところであります。この機種につきましては、比較的斜度でもできるかなあというようなところで、この機械のデモをお願いしておったところなんですけれども、残念ながらこの機械のほうについては実演ができなかったというような状況でございます。

デモを行ったものにつきましては、残念ながら、まだまだ中川村の中山間地の中では十分な効果は得られていないというふうには感じております。しかし、日々進歩、技術進歩は続いておりますので、引き続き村の圃場条件に合った機器の情報収集を進めながら、デモや検証のほうは進めていきたいというふうには考えております。

また、当村で活用できそうな他のスマート農業の機器でありますけれども、そのような機器につきましては引き続きデモのほうを考えていきたいというふうに思っております。

比較的平坦地で使用する無人の草刈り機、自動掃除機のようなものでございますけれども、それにつきましては西原の果樹園のほうで稼働をしております。

また、松川町ではブドウ園等の草刈りにおきまして20台ほど導入をされているというふうに聞いておりますので、この機械につきましては既に実用化、導入の時期を迎えるというふうには感じてきております。

また、これ以外の機器のデモも考えていきたいと思っておりますけれども、自動操舵のトラクター等もでございますけれども、それにつきましては比較的大圃場、大型営農向けの開発がされてきているというところがございます。その利用につきましては、当村においては限定的になるというふうに思われておりますので、当村の圃場条件に合った機械の開発が進んでくればデモに取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、ドローンを使ったセンシングの技術など、多収化や品質向上など中山間地域農業の所得向上に寄与するというものもでございますので、この辺についても営農セン

ターですとか農協等と連携して研究のほうを行っていききたいというふうには考えております。

いずれにしても必要なことというふうには考えております。

また、中山間地や高齢化などの担い手不足の地域では、やはり草刈りの負担は非常に大きいということは、私自身も中山間で農業を行っておりますので、非常に痛感をしているところでございます。早急にリモコン草刈り機等の負担の少ない機械を導入できればよいのでしょうかけれども、デモで見ていただいたとおり、まだまだ中山間地での大きな畦畔で使用するにはさらなる改良が必要というふうには感じております。また、高額ということでもございますので、すぐ導入というわけにはまだいかなない段階かなあというふうには感じているところであります。

しかし、技術のほうは進歩しておりますので、引き続きデモや実験を行っていききたいというふうには考えております。

また、リモコン草刈り機等の導入に際しましては、法人ですとか交流センターなどが保有をして、作業委託や貸出しなどをするによりまして経費ですとか人的にも効率的になるというふうには考えております。

また、効果的に作業を行う上では、専門のオペレーターの養成ですとか畦畔の形成といった条件整備も多少は必要というふうには考えております。

○8 番

(柳生 仁) 大変丁寧にお答えいただきまして、本当に感謝を申し上げます。

前段の答弁の中で、駒ヶ根市でこの提示した機種デモが行われたというお話でございましたので、大分近くまで来たかなあと、もうちょっと南に寄れば中川村でありますので、今年の秋、また来春の6月7月頃ですかね、ぜひともこういったのに取り組んでいただけるようなことができればうれしかなあと思っておりますし、価格も330万円ほどで、高いのか安いのかは、それは捉え方ですけども。

これも、下高場では時間2,000円くらいで刈っておるようであります。そして、専門のアドバイスを受けたオペレーターさんが刈っておると。残念ながら区長さんとは電話でお話しできなかったわけでありまして、それでもって元が——元が取れるっていう表現がいいか分かりませんが、減価償却していけるんだと、こんな話がありました。

また、トラクターなんかのお話がありましたが、比較的大きい圃場しか無理かなんていうお話でございますけれども、ぜひそういったものも前向きに取り組んでもらって、田島の平とか横前とか、ああいう大きい圃場でも、時代とともに、そういった無人操作ができて、より安全っていうような時代が来るかなと思っておりますけれども、来年度に向けて、いま一度、急傾斜の草が刈れる機械のデモとか、トラクターとか直進アシストの田植機とか、こういったもののデモについてももう一度お答えをお願いします。

○振興課長

スマート農業の機器につきましては、様々な開発がされている中で、日々情報等もでございます。その情報を十分営農センターとしても収集しまして、中山間地域に沿うような機器があれば、ぜひ農機具の会社等の協力を得ながらデモの機会は行っていき

○8 番

たいというふうに思っております。

(柳生 仁) ぜひとも、そういったことで取り組んでいただきたいし、今提示したデモの機械は実際 45° の角度を刈っておるという話を聞いておりますので、取り組んでいただきたいと思えます。

次に、「歴史の語り継ぎを」ということでちょっと質問していきますけども、中川村の歴史の語り継ぎができないかっていうことでありますが、村には古文書の会があって歴史の研究がされておると聞いておりますが、私は、村の災害の歴史や古くからの歴史がうまく我々に語り継がれていくかどうか気になっております。周りを見ますと、気がつけば昔の話をしている方が大変少なくなってきました。

中川村の歴史は村誌を見れば分かるかもしれませんが、語りで聞く歴史は大変深いものがあると思っております。

今年は新型コロナウイルスの影響でいろんな活動が停止してしまいましたが、いつかは終息するものと思っております。

村の観光でも歴史の語りは今後大きな観光資源として役割を担うと考えております。

村全体の歴史や小集落の歴史、古くは 1180 年頃、9 月 5 日頃、陣馬形山山頂でもって夜中に火をたいのろしが上がったって、こんな興味深い話もあります。

村の観光では、今、特にこれといった目玉が少なく感じます。1～2 時間でもって散策しながら、地域の歴史の話を聞きながら、草花の話を聞くような、こんな仕組みが魅力ある観光の 1 つになるかと思っております。今年は新型コロナウイルスの影響で民泊は中止になりましたが、来年以降、再開が期待されますし、また村の交流センターが立ち上がれば社会人の民泊も始まるのかなあと、そんなことを期待しております。

例として、西小学校では桐竹紋次の人形劇が大変すばらしい成果を上げております。私は、過日旅行先で臼杵の石仏の説明を小学 5 年生が真剣なまなざしで説明してくださいましたこと大変感動し、印象深く覚えております。

また、木の駅実行委員会では、皆さんも御存じだと思いますけども、(現物掲示)「山に生き、里に暮らす」って、こんな聞き書きの本を出して、これが大変好評だったということで今行っておりますし、第 1 弾は完売し、今、第 2 弾取り組もうとしております。

また、教育委員会では子どもたちに分かりやすいふるさとの郷土学習資料「ふるさと中川村郷土学習資料集」(現物掲示) こういったものを生徒さんに全部配ってもらいまして、非常に分かりやすい歴史の話が書いてあります。この本は、私も大きい字で書いてありますもんで一通り全部読んでみましたけども、こういったありがたいことがあります。

そういったことでもって、ぜひとも歴史の語り継ぎができたらいいなあと、こんなふうに思っております。

また、村の公民館では村内各地の時代を歩く散策イベントを行いますけども、これは半日かかる散策であります。観光客の皆さんが地域を歩きながら、草花を見ながら、アルプスを眺めながら散策し、1～2 時間くらいで楽しんでいける仕組みがいいかなあ

と思っておりますし、これは無料でなくて有料であります。

このようなことを踏まえまして、村の歴史を語る仕組みができれば、日本で最も美しい村として誇りを持てる観光資源となるかと思えますけども、村の考えをお聞きします。

○振興課長

それでは、初めに観光の部分についてお答えをさせていただきたいというふうに思えます。

地域の歴史を地元の方から聞くということは大変意義のあることだというふうに思っております。歴史を考えながら村内を散策することにより、地域を深く知り、それを聞いた皆さんの関係人口の増加にもつながるというふうに考えておまして、単純な観光よりも深い意味合いを持つのかなあというふうに思えます。

坂戸橋、南向発電所、小渋ダムなど村内にある貴重な土木遺産や防災の歴史の理兵衛堤防、村制 60 周年に取り組んだ美しい村なかがわ三十六景を巡る企画や今はやりつつあります E-バイクを活用してのツアー等も考えられると思えます。

しかし、有料の事業化となりますと、十分な準備とガイドの育成が必要になるというふうにも思えます。

新たな観光資源としての可能性はあると思えますので、観光の 1 つのコンテンツとして、今後設立されます交流センターですとか伊南 DMO、観光協会、観光施設等の関係者へこの旨を提案していきたいというふうに考えております。

○教育長

続きまして語り継ぎ等についてお話しさせていただきたいと思えます。

歴史文化の伝承や語り継ぎは、現在、生活様式の変化や人口減少により難しくなってきたということは、現実としてあります。

また、続けることで地域がまとまるお祭りなどにも、現在、また来年度以降、継続が困難になるようなところもあるというふうに予想されております。

その中で、積極的に伝えていこうとしている、そういう取組もあるわけでありまして、そういうものは大いに大事に支えていきたいというふうに思えます。

また、一方、デジタル社会が進み、記録に残すことは非常に容易になり、またインターネットの活用が日常化し、細かな内容も利用者には即座に分かりやすく伝えることができるようになってきております。このようなことも利用して、歴史の伝承等、また観光を結びつけるというような方法もあるというふうに考えております。

教育委員会としましては、引き続き必要な案内、それから資料等は、提供を事務局や学芸員とともに行っていきたいと思えます。

また、歴史の語り継ぎは、それぞれの地域の活動の中で伝承されている部分、そういうようなものも大事に考えながら、公民館の事業の中でも取り組めることを探していきたいというふうに考えます。

○8 番

(柳生 仁) ただいま振興課長のほうから提案をしていきたいという話と、また教育長のほうからデジタル化の時代でもって資料が残しやすいと、こんな話があり、そうかもしれませんし、私もそうだと思っておりますが、やっぱり印象に残るっていうのは、誰かから話を聞いたっていうのは大変思い出に残るのかなあ私は勝手に

思っています。本を読めば分かるじゃないかっていえば、それまででありますけども。

以前、桑原から公民館活動でもって銭不動から望岳荘まで山道を歩いたことがありました。非常に草木が生い茂って、こんなところを昔の衆は通ったんだなあつつつて言いながら来たことがありますけども、そのときに通った方のおばあさん——おばあさんっていう言葉は失礼ですが、聞いたところ、昔は何も怖いことはなかったにって、山で作業しとるもんでなあ、にいやかかったにつつて、昔の人たちは山作業が多かったんで怖くなかったそうであります。こうした話を聞かせてくれた方は既に亡くなってしまったわけですけども。

ちょっと話がそれますが、岐阜県の揖斐川の上流に、その昔、徳山村っていうのがありまして、今は、そこは日本で一番大きなダムができておりますが、ロックフィルダムができておりますが、この集落は、その昔、明治の頃の話になりますけども、運動会を村の中心でやる場合に、門入^{かどにゅう}っていう集落から出てくるのに4里の道のりを朝歩いて出かけてきて、1日目はまず移動すること、2日目は運動会をし、3日目はまた歩いて帰った、こんな話があったようであります。今みたいの整っておらないので、風呂も入ることもなく、小学1年生はおしっこを漏らしたこともあったけども着替えもなかったと、こんな話がありました。そういった話を聞かせてくれたのが（現物掲示）ここにあります「ホハレ峠」っていう本ですけども、自分は徳山ダムに非常に興味を持っておりまして、新聞に載っておりますすぐ買いましたが、非常に話がつぶさに分かって、時代が分かるなあっていうこと感じました。

これは徳山ダムの話でございますけども、中川村でもそういった高齢者のお話をもっと早くやらにやいけなかったんだけども、聞きつないで、聞きつないだ話をまた聞きつないでいくっていう、そういったことも私は大事じゃないかと思っております。特に望岳荘のお客様のことでありますけども、今後、陣馬形山に案内しようとか、そんな考えもあるようでありますけども、そういったときにもお話しできれば非常に楽しいかなあと思っておりますけども、村長のこういった訪客のお客様にも私は案内できたらと思っておりますが、村長はどんなお考えですか、お聞きします。

○村 長 歴史を語り継ぐ重要性っていうのは、特に、例えばその地域の歴史が何らかの方法で閉ざされていくような場合に、語り部としてずっと残っていく、あるいは写真やなんかで記録を残していくっていうことも大事なことだと思います。

なかなか観光に結びつけるっていうのは非常に難しいことだと思いますけれども、陣馬形を特に例に挙げてみますと、本当ならば、この地形的なというか、前も議員もおっしゃられた、誰だかこの中にもいらっしゃいますが、そのことを訪れた方に、学術的な意味というか、そこまで言わなくてもいいのかもしれませんが、そういう点で説明をきちんとといいますか、分かるようにしてお話しできるような方がいると、そこへ来た方が単に景色が素晴らしいとかいいねっていうだけじゃなくて深い目で見られる、この地にある陣馬形、そして中川村というのが地質的にといいますか、どういうふうに出てきたのかという目で見ることが出来ますから、そういう面でそういう専門家の方がいらっしゃると非常にありがたいなというふうに思います。

ちょっと話は変わりますけども、実は、この間——この間といいますか、望岳荘、観光会社を応援して下さる会社の役員の方々と陣馬形へ登りました。そのときにいろいろ、いろんな面で、施設も見ていただきながら、大分よく整備ができたけども、もう少しこの木はこういうふうに切ったほうがいいんじゃないかとかいうようなことを言われましたけど、そのときに、あそこにツツザキヤマジノギク、イナノギクを植えてあったんですけど、これは何だという質問を受けましたので、私のほうで説明をしました。これについては、大変そういうことに取り組んでいる中川村というのは非常に素晴らしいという評価もいただきましたが、いかんせん非常に自然に、何ていいますか、竹、何ていうの？マンダケってこっちのほうでは言いますよね。スダケっていうんですかね。あれを支柱に刺してありましたので、ちょっとあれがいいのかどうなのか、プラスチックのものを刺しておくよりもいいと思っておりますけど、景観的にという問題とも思いましたが、自然に朽ちますからあれはあれでいいのかもしれませんが。そういう点で非常に興味を寄せていただきましたので、こういう取組も中川村にあって素晴らしいかなあということですから、そういう面で、すぐ観光に結びつけるっていうんじゃないくて、このよさをそれなりの角度から説明できる方、こういった方が、養成するっていうのは非常におこがましいことになっていきますが、いてくださる、あるいはいることによって、それを聞いた方がより深く中川村について知っていただく、またよさに気がつく、こういうふうなことにつながっていくというふうに思いますので、私としても、教育長、課長もお答えしたとおり、どこかのところでこんな結びつきがうまくできればいいかなあと、いいなというふうには思っております。

○8 番 (柳生 仁) 村長から大変いいお答え、お話しいただきまして、本当によかったなあと思っております。

質問の最後に、こういったことは、やるといいねで終わるんじゃないくて、やっぱり何らかの形で実行できる仕組みが大事なかなあと思っております。

自分たちの集落でも古道を整備して、来たお客様に案内しようっていうところまで行っておりますけど、これを誰がお話ししながら案内するか、そこがちょっとつまずいており、まだまだうまく機能しておりません。そうした勉強する機会を何らかの形で取り組んでいただけるかどうか、また、その指導を誰がしてくれるのか、そこが一番難しいわけですけど、勉強を受けるほうは村民誰でもいいわけですけども、指導して下さる方がどんな方がいらっしゃるか、歴民館の学芸員さんが一番いいのかもしれませんが、そういったことも含めて一歩前に前進してもらえるかどうか、教育長からお聞きします。

○教育長 大事な御指摘をいただいたというふうに思います。今お話のありました歴民館、あるいは公民館等で、そのような動きも出てこようかというふうに思っております。

○8 番 (柳生 仁) 今日は、振興課長、教育長、村長から本当に前向きにいろんな答弁いただきまして、よかったなあと思っております。ぜひとも、こういった一般質問は、断るんじゃないくて次のステップに進めるようお願いしまして、質問を終わります。

○議長 これ柳生仁議員の一般質問を終わります。

○事務局長

以上で本日の日程は全部終了しました。
本日は、これで散会といたします。
お疲れさまでございました。
御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)
[午後 2 時 5 3 分 散会]